

万円、したがって、一千円から五千円になり一万円になりというふうに、大きい契約であればだんだん大きい印紙になるということにさせていただいているわけでござります。

したがいまして、それはいまの例で申し上げますれば、万分の一という税率を万分の三なり万分の五に上げるかというように判断いたしますと、この階級定額の中の部分も上げていかなくてはいけないことになる。ただ、今回お願いしておりますのは、そのように万分の十であれ万分の一であれ、それぞれにいま決められております比例的負担はこれは直す必然性はないではなかろうか。つまり、その仕組みの中で契約が大きくなれば、それなりに大きい印紙というふうに動いていくわけでございますから、そこは直さない。しかし、一番下のところは、前回改正以後の所得、物価の動きを見てこの機会に直すことをお願いいたしました。一番上は天井を打つておりますから、その天井を少し上の方まで押し上げて新しい刻みをつけ加えていただきたい、そういうお願いをしているわけでございます。つまり、比例的負担にほぼ実質的な部分というのは、それは直すことをお願いしておらないわけでございます。

○竹田四郎君　どうも下だけ上げて中間はそのままにしておるというのは、どうも見て納得ができないわけであります。いまいろいろおっしゃられたんですけれども、確かに百円刻みでやる方が便利だとは思いますけれども、しかしどうもそういう点にもう少し公正な立場を貰くべきではないだろうかと、こういうふうに思います。

第二点は、預貯金の証書のところですが、これも大体預貯金の証書というのは金額が少ないもののかどうかわかりませんけれども、これは預貯金だけでなくてほかの貨物引換証もあれば保険証券もある、信用状もあるということになりますと、これもいろいろな金額あると思うんですがね。これは一定の金額というのはどうもこれもよくわからぬ。当然大きい額の預金についてはやはり階層的にやるのがあたりまえではないのかと、こう

いうふうに思ふんですが、この辺のところも、これじゃたくさん預金しても少しの預金でも預金証書を出す場合には同じだと、その他のほかの問題でも同じだということになって、この辺どうも理解がいかないわけですが、これはどういうわけですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 御指摘の御趣旨はよくわかります。それで、印紙税は文書税という限界税がどうしてもつきまといますけれども、その中でやはり先ほど御説明いたしました大きな金額ならば大きな印紙という思想となるべく取り込んでおきたいという考え方は一つございます。それで前回の改正のときに売上代金の領収書にそういう大きな仕組みを取り入れさせていたいたいわけござります。考え方の流れをいたしますと、預貯金証書につきましても、大きな金額の預金証書については、いまの百円でなくて、もう少し大きい印紙をという考え方を確かにあってよいと私どもも思いますが、おつしやいましたようなバランスから申しますと、お手元の資料でごらんいただきますれば、五号文書でございますが、五号文書という株券、出資証券、社債券それから投資信託、貸付信託の受益証券、こういったものが非常に嵩つかない刻みではございますけれども、ある程度大ききな金額は、その百円じゃない大きな印紙となつておりますので、これらのバランスはどうかということで大分議論をいたしたわけでございます。

倒的に五百万円以下が多いんだというような事情もございまして、両者相合わせまして今回の改正案では、あえて預貯金証書に五号文書のような仕組みを持ち込まないということにいたしております。されども、御指摘の御趣旨は私どもよくわかるつもりでございまして、今後の研究課題として、預貯金証書について五号文書と同じようなものを盛り込んでいったらどうかということを、なお関係局の方と一つの課題として勉強を続けてまいりたいと思っております。

○竹田四郎君 債券は全部長期というわけでもございません。短いのだってあるわけでございますから、貯金の性格とほとんど変わりはないと思うんです。これは検討し直してもらわなくちゃいけないと思いますが、もう一つは、恐らくこういうふうに決められていて、恐らく罰則も決められてると思うんですけども、実際には張るべき印紙を張ってないというのも私は相当あると思うんですが、そういうの今まで罰則を受けたとか、告発をしたとか、そういうことは余り聞かないのですけれども、手数がかかるからそんなことはやめた方がいいということなのかどうかわからりませんが、一応法律はあるわけですから、そういう張るべき印紙を張ってないというようなことは、一体御調査をどんな程度にどんなふうにして、実際どのように処理しているのか、とかく忘れがちな点であります、その辺はどうなっておられますか。

○政府委員(大倉國隆君) これは国税庁からお答えするのが本當なかもしれませんが、便宜私から知つております限りのことでお答えいたしたいと思います。

一般論といたしましては、明治以来の税ございまして、何と申しましようか、納税者の方々の間には非常に広く定着しておる。したがつて大事な書類をつくるときにはやっぱり印紙を張るんだという慣行がかなり広く広がっておつて、非常に張つていただいているんではないかといふふうに思います。思いますが、まあ忘れて

しまったとか、あるいは場合によつては意識的にもう張らないとかいうこともあり得るわけでございまして、実際は契約書の作成者が印紙を張らなくてはいけないわけですが、たとえば受取書のよくなものは出した方にはもうなくて、あらった方にあるんですね。法人なんかにつきまして間税の職員がある程度の数を、事務量を見ながらまとめて調査をするわけでございます。保管している領収証にずっと印紙が張つてあるかどうかを調べるわけでございます。

その場合の罰則的な規定といったしましては、もちろん故意に通脱したというのには、それは刑事罰までまいりますけれども、単純な張り漏れとか、あるいは張るべき印紙を間違えておるとかいうものにつきましては、長い間御承知の通告処分という制度でやつてまいりました。通告処分といふのは、実は刑事罰の前提処分でございまして、所定の期日までにその不足分を納付していただければよし、補足していくだけなければ告発いたしますという非常にこわい制度でございまして、もし告発されてしまふと、会社なり当事者に刑事罰、まあ張り漏れとか張り間違いといふのにいかがなものかというような御議論を重ねました結果、四十年改正で過怠税という制度に切りかえられております、軽微なものは、過怠税と申しますのは、たとえば百円張るべきものが張つてないといったらと、その三倍、三百円という過怠税を納めていただぐということで現在は運用されておりまして、私の承知しておりますのでは、最近におきましても過怠税の徴収額は、四十八年度で一億一千一百万円、四十九年度で一億一千四百万円、五十年度では五億六千八百万円ということになっておるようでございます。

○竹田四郎君 これ、いまの数字を聞きますと、五十年には大分ふえておるわけですね、五倍くらいいに。これは一体どういうわけなんですか。その四十八年、四十九年というのは割合低いんですねが、これは価格が上がつたからということなんですか、どうなんですか、これは。

○政府委員(大倉寅蔵君) これは申しわけございませんが、ちょっと国税局に問い合わせまして急にこの金額が大きいのも私もその数字見ながらはつきりいたしませんので、御質問の時間中にお返事申し上げたいと思います。

○竹田四郎君 じゃ、印紙税のことはこのくらいにいたしまして、関税のきわめて技術的なことをソング枠というものは今度改められるわけでございますけれども、今までよくシーリング枠が小さくて、せっかく向こうからシーリング枠の適用といふことでもちらへ輸出をしてくる、輸出をしてきたときにはもうその枠一ぱいだということで、よくその辺が今までの若干の争いになったことがあるわけありますけれども、今度の改正で、そういうことはやっぱり枠はふえたけれども、しかし同じようにそういう問題が出てくるんではないだらうかという心配があるわけありますが、輸出する方は特恵のシーリング枠のつもりだけれども、もうこっちへ申し込んできたときにはもう枠は一ぱいだということと、思うように日本は物を貰ってくれないんだという非難の対象にもなりやういうふうなことは今後あるのかないのか、どうなんでしょうね。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のありま

したよつて、工業製品につきましては、特恵関税制度のもとにおきましてシーリング枠を品目別に設けておりますので、その枠が一ぱいになつてしまつて、従来からも特恵の受益国側あるいは輸入者の側からそういうような苦情を聞いておつたところでござります。たゞ今般の改正につきましてお願いしております点の一つといつたしまして、特恵シーリング枠を計算いたします基準年次を、発展途上国などの強い要望にもこたえまして、現行は四十三年が基準年次になつていて、それを五十年に改めた次第でござります。したがいまして、大まかに申しましてこの基準年次を七年新しくすることによりま

して、シーリング枠はおおむね七割程度ふえるということになるわけでございます。その上さらには、現行でもそうでござりますけれども、シーリング枠の弾力化という制度を現行も持つております。その制度は維持していくことになつておりますので、かなりその事情は緩和されるものだらうと思っております。ただ、やはり依然として枠 자체は残るわけでござりますから、その枠に近くなつたときにはそういう問題が起つて得ると思ひますけれども、何分にも七割もふやすものでございますから、したがいまして、その辺の摩擦はかなり緩和されるというふうに思います。

○竹田四郎君 恐らく七割ふやしても、これ金額でいくんでしようから、量だけじゃないでしょうから、金額でいくということになりますと、やっぱりその枠というものは相変わらず、大きな枠ではなくて、やっぱり狭き枠ということになると思うんですが、今日のようなこういう段階で、国内産業の保護という面もその中には当然入つてゐるんでしょうけれども、やはりもう少しその弾力性となりますと、やっぱり批判というものが非常に強くなるわけですから、むしろその辺の調整といふものは、国内の産業構造の中で調整をしていくということを私はどつちかと言えば考えるべきじゃないか、こういうふうに思うのですけれども、御答弁は要りません、要望だけしておきたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のありましたように、現在の東京ラウンドは、本年末を目標にいたしましてその妥結に努力するという方向でありますのは從来と変わらないところでござります。ただ、いろいろ問題はありますけれども、その目標に對して努力をしてまいるうといふことは從来と変わりはございません。それと、東京ラウンドと今回御審議をお願いしておりますこの法案との関連、今度の改正との関連についてお尋ねでござりますけれども、まず第一に申し上げられると思ひますのは、今般の改正案においてお尋ねでござりますけれども、まず第一に申定税率を設ける、あるいは下げるというような改正をお願いしております。

この結論は、先般米ガットの場におきまして熱帶産品についての一つのグループがございました

て、そこで発展途上国から非常に数多くの要望が各國に出されたわけでございます。それにつきま

してわが方も対案を提案いたしまして、その話し合いの結果まとまりましたものにつきまして、本

來でありますれば、ガットのその協定の中に織り込んで実施すべきものでありますけれども、しか

し、発展途上国からの御要望は、一日も早くそれを実施してもらいたいという御要望が非常に強

いものでありますので、その協定全体の成立を待つことなく、今般の改正案に織り込んで、国内措置を早く実施するということにしたのが第一点であ

ところ変更はあつたというふうに私ども聞いておりませんから、七七年、ことしいっぱいには結論を出さなくちゃならぬ、こういうことであります。

それから、第二点でございますけれども、これ

は、過去数年にわたりましてわが国の関税は非常に通減の方向で毎年法案をお願いしてまいつたわ

けでございます。したがいまして、最近の年次に

おりませんから、七七年、ことしいっぱいには結

論を出さなくちゃならぬ、こういうことであります。

しかしも一

すが、この東京ラウンドと今度の改正案というも

のはどう理解し、今後またこういうものの、東京

ラウンドの結論が出てまいりますと、また関税法

についてのいろいろな改正というようなものが行

われるであろうと思いますが、それが一体今後ど

うなふうに行われていくだらうかという問題も同

時にあります。ただし、その辺を一体どう考

えておられますか。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のありましたように、現在の東京ラウンドは、本年末を目指にいたしましてその妥結に努力するという方向でありますのは從来と変わらないところでござります。ただ、いろいろ問題はありますけれども、その目標に對して努力をしてまいるうといふことは從来と変わりはございません。それと、東京ラウンドと今回御審議をお願いしておりますこの法案との関連、今度の改正との関連についてお尋ねでござりますけれども、まず第一に申定税率を設ける、あるいは下げるというような改正をお願いしております。

この結論は、先般米ガットの場におきまして熱帶産品についての一つのグループがございました

て、そこで発展途上国から非常に数多くの要望が各國に出されたわけでございます。それにつきま

してわが方も対案を提案いたしまして、その話し

合いの結果まとまりましたものにつきまして、本

來でありますれば、ガットのその協定の中に織り

り込んで実施すべきものでありますけれども、しか

し、発展途上国からの御要望は、一日も早くそれを

実施してもらいたいという御要望が非常に強

いものでありますので、その協定全体の成立を待つことなく、今般の改正案に織り込んで、国内措置を早く実施するということにしたのが第一点であ

ります。

それから、第二点でございますけれども、これ

は、過去数年にわたりましてわが国の関税は非常

に通減の方向で毎年法案をお願いしてまいつたわ

けでございます。したがいまして、最近の年次に

おりませんから、七七年、ことしいっぱいには結

論を出さなくちゃならぬ、こういうことであります。

しかしも一

すが、この東京ラウンドと今度の改正案というも

のはどう理解し、今後またこういうものの、東京

ラウンドの結論が出てまいりますと、また関税法

についてのいろいろな改正というようなものが行

われるであろうと思いますが、それが一体今後ど

うなふうに行われていくだらうかという問題も同

時にあります。ただし、その辺を一体どう考

えておられますか。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のありましたように、現在の東京ラウンドは、本年末を目指にいたしましてその妥結に努力するという方向でありますのは從来と変わらないところでござります。ただ、いろいろ問題はありますけれども、その目標に對して努力をしてまいるうといふことは從来と変わりはございません。それと、東京ラウンドと今回御審議をお願いしておりますこの法案との関連、今度の改正との関連についてお尋ねでござりますけれども、まず第一に申定税率を設ける、あるいは下げるというような改正をお願いしております。

この結論は、先般米ガットの場におきまして熱帶産品についての一つのグループがございました

て、そこで発展途上国から非常に数多くの要望が各國に出されたわけでございます。それにつきま

してわが方も対案を提案いたしまして、その話し

合いの結果まとまりましたものにつきまして、本

來でありますれば、ガットのその協定の中に織り

り込んで実施すべきものでありますけれども、しか

し、発展途上国からの御要望は、一日も早くそれを

実施してもらいたいという御要望が非常に強

いものでありますので、その協定全体の成立を待つことなく、今般の改正案に織り込んで、国内措置を早く実施するということにしたのが第一点であ

ります。

それから、第二点でございますけれども、これ

は、過去数年にわたりましてわが国の関税は非常

に通減の方向で毎年法案をお願いしてまいつたわ

けでございます。したがいまして、最近の年次に

おりませんから、七七年、ことしいっぱいには結

論を出さなくちゃならぬ、こういうことであります。

しかしも一

すが、この東京ラウンドと今度の改正案というも

のはどう理解し、今後またこういうものの、東京

ラウンドの結論が出てまいりますと、また関税法

についてのいろいろな改正というようなものが行

われるであろうと思いますが、それが一体今後ど

うなふうに行われていくだらうかという問題も同

時にあります。ただし、その辺を一体どう考

えておられますか。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のありましたように、現在の東京ラウンドは、本年末を目指にいたしましてその妥結に努力するという方向でありますのは從来と変わらないところでござります。ただ、いろいろ問題はありますけれども、その目標に對して努力をしてまいるうといふことは從来と変わりはございません。それと、東京ラウンドと今回御審議をお願いしておりますこの法案との関連、今度の改正との関連についてお尋ねでござりますけれども、まず第一に申定税率を設ける、あるいは下げるというような改正をお願いしております。

この結論は、先般米ガットの場におきまして熱帶産品についての一つのグループがございました

て、そこで発展途上国から非常に数多くの要望が各國に出されたわけでございます。それにつきま

してわが方も対案を提案いたしまして、その話し

合いの結果まとまりましたものにつきまして、本

來でありますれば、ガットのその協定の中に織り

り込んで実施すべきものでありますけれども、しか

し、発展途上国からの御要望は、一日も早くそれを

実施してもらいたいという御要望が非常に強

いものでありますので、その協定全体の成立を待つことなく、今般の改正案に織り込んで、国内措置を早く実施するということにしたのが第一点であ

ります。

それから、第二点でございますけれども、これ

は、過去数年にわたりましてわが国の関税は非常

に通減の方向で毎年法案をお願いしてまいつたわ

けでございます。したがいまして、最近の年次に

おりませんから、七七年、ことしいっぱいには結

論を出さなくちゃならぬ、こういうことであります。

しかしも一

すが、この東京ラウンドと今度の改正案というも

のはどう理解し、今後またこういうものの、東京

ラウンドの結論が出てまいりますと、また関税法

についてのいろいろな改正というようなものが行

われるであろうと思いますが、それが一体今後ど

うなふうに行われていくだらうかという問題も同

時にあります。ただし、その辺を一体どう考

えておられますか。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のありましたように、現在の東京ラウンドは、本年末を目指にいたしましてその妥結に努力するという方向でありますのは從来と変わらないところでござります。ただ、いろいろ問題はありますけれども、その目標に對して努力をしてまいるうといふことは從来と変わりはございません。それと、東京ラウンドと今回御審議をお願いしておりますこの法案との関連、今度の改正との関連についてお尋ねでござりますけれども、まず第一に申定税率を設ける、あるいは下げるというような改正をお願いしております。

この結論は、先般米ガットの場におきまして熱帶産品についての一つのグループがございました

て、そこで発展途上国から非常に数多くの要望が各國に出されたわけでございます。それにつきま

してわが方も対案を提案いたしまして、その話し

合いの結果まとまりましたものにつきまして、本

來でありますれば、ガットのその協定の中に織り

り込んで実施すべきものでありますけれども、しか

し、発展途上国からの御要望は、一日も早くそれを

実施してもらいたいという御要望が非常に強

いものでありますので、その協定全体の成立を待つことなく、今般の改正案に織り込んで、国内措置を早く実施するということにしたのが第一点であ

ります。

それから、第二点でございますけれども、これ

は、過去数年にわたりましてわが国の関税は非常

に通減の方向で毎年法案をお願いしてまいつたわ

けでございます。したがいまして、最近の年次に

おりませんから、七七年、ことしいっぱいには結

論を出さなくちゃならぬ、こういうことであります。

しかしも一

すが、この東京ラウンドと今度の改正案というも

のはどう理解し、今後またこういうものの、東京

ラウンドの結論が出てまいりますと、また関税法

についてのいろいろな改正というようなものが行

われるであろうと思いますが、それが一体今後ど

うなふうに行われていくだらうかという問題も同

時にあります。ただし、その辺を一体どう考

えておられますか。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のありましたように、現在の東京ラウンドは、本年末を目指にいたしましてその妥結に努力するという方向でありますのは從来と変わらないところでござります。ただ、いろいろ問題はありますけれども、その目標に對して努力をしてまいるうといふことは從来と変わりはございません。それと、東京ラウンドと今回御審議をお願いしておりますこの法案との関連、今度の改正との関連についてお尋ねでござりますけれども、まず第一に申定税率を設ける、あるいは下げるというような改正をお願いしております。

この結論は、先般米ガットの場におきまして熱帶産品についての一つのグループがございました

て、そこで発展途上国から非常に数多くの要望が各國に出されたわけでございます。それにつきま

してわが方も対案を提案いたしまして、その話し

合いの結果まとまりましたものにつきまして、本

來でありますれば、ガットのその協定の中に織り

り込んで実施すべきものでありますけれども、しか

し、発展途上国からの御要望は、一日も早くそれを

実施してもらいたいという御要望が非常に強

いものでありますので、その協定全体の成立を待つことなく、今般の改正案に織り込んで、国内措置を早く実施するということにしたのが第一点であ

ります。

それから、第二点でございますけれども、これ

は、過去数年にわたりましてわが国の関税は非常

に通減の方向で毎年法案をお願いしてまいつたわ

けでございます。したがいまして、最近の年次に

おりませんから、七七年、ことしいっぱいには結

論を出さなくちゃならぬ、こういうことであります。

しかしも一

すが、この東京ラウンドと今度の改正案というも

のはどう理解し、今後またこういうものの、東京

ラウンドの結論が出てまいりますと、また関税法

についてのいろいろな改正というようなものが行

われるであろうと思いますが、それが一体今後ど

うなふうに行われていくだらうかという問題も同

時にあります。ただし、その辺を一体どう考

えておられますか。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のありましたように、現在の東京ラウンドは、本年末を目指にいたしましてその妥結に努力するという方向でありますのは從来と変わらないところでござります。ただ、いろいろ問題はありますけれども、その目標に對して努力をしてまいるうといふことは從来と変わりはございません。それと、東京ラウンドと今回御審議をお願いしておりますこの法案との関連、今度の改正との関連についてお尋ねでござりますけれども、まず第一に申定税率を設ける、あるいは下げるというような改正をお願いしております。

この結論は、先般米ガットの場におきまして熱帶産品についての一つのグループがございました

て、そこで発展途上国から非常に数多くの要望が各國に出されたわけでございます。それにつきま

してわが方も対案を提案いたしまして、その話し

合いの結果まとまりましたものにつきまして、本

來でありますれば、ガットのその協定の中に織り

り込んで実施すべきものでありますけれども、しか

し、発展途上国からの御要望は、一日も早くそれを

実施してもらいたいという御要望が非常に強

いものでありますので、その協定全体の成立を待つことなく、今般の改正案に織り込んで、国内措置を早く実施するということにしたのが第一点であ

ります。

それから、第二点でございますけれども、これ

は、過去数年にわたりましてわが国の関税は非常

に通減の方向で毎年法案をお願いしてまいつたわ

けでございます。したがいまして、最近の年次に

おりませんから、七七年、ことしいっぱいには結

論を出さなくちゃならぬ、こういうことであります。

しかしも一

すが、この東京ラウンドと今度の改正案というも

のはどう理解し、今後またこういうものの、東京

ラウンドの結論が出てまいりますと、また関税法

についてのいろいろな改正というようなものが行

われるであろうと思いますが、それが一体今後ど

うなふうに行われていくだらうかという問題も同

時にあります。ただし、その辺を一体どう考

えておられますか。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のありましたように、現在の東京ラウンドは、本年末を目指にいたしましてその妥結に努力するという方向でありますのは從来と変わらないところでござります。ただ、いろいろ問題はありますけれども、その目標に對して努力をしてまいるうといふことは從来と変わりはございません。それと、東京ラウンドと今回御審議をお願いしておりますこの法案との関連、今度の改正との関連についてお尋ねでござりますけれども、まず第一に申定税率を設ける、あるいは下げるというような改正をお願いしております。

この結論は、先般米ガットの場におきまして熱帶産品についての一つのグループがございました

て、そこで発展途上国から非常に数多くの要望が各國に出されたわけでございます。それにつきま

は、自由貿易の堅持という、言いかえると保護貿易の抑圧という協議、議論の過程から東京ラウンジの推進の必要性について両者の見解が一致し、これに基づいてたゞいま読み上げましたような共同声明が発出された次第でござります。

○竹田四郎君 そうしますと、大蔵大臣、この共同声明ということとは、アメリカも七年には結論をひとつ出そうと、こういうふうに理解していくわけなんですか。それとも、ただ抽象的な、早くやろうということなのか、その辺はどうなんでしょうか。——それは判断ですわな。

○國務大臣(坊秀男君) たゞいま外務当局からお答え申しましたとおりでございますが、両国はこれを積極的に推進していくことに同意をされたというふうに私は聞いております。

○竹田四郎君 そういうふうに聞いたということは、東京ラウンドのやっぱり責任の省庁というのではなく私は大蔵省あたりはかなり重要なところだと思いますけれども、それに基づいてまあ早くやるということは当然だらうと思うんですけれども、一体、今年中にまとめてしまえという理解、そういう理解で合意されたのかどうなのか、その辺を聞いておきたいわけですね。それだからに、なぜかというと、五月には先進国の首脳会談がやっぱりあるわけですよね。ここでも恐らく東京ラウンドの話というのは、私は当然出るんじゃないかと思うわけです。今度の日米会談というのは、言うならば五月の先進国首脳会談に対しても、なぜかというと、五月には先進国の首脳会談がやっぱりあるわけですよね。ここでも恐らく日本でひとつ歩調を合わせておこうと、こういう意図も福田・カーター会談には私あつたと思うんですね。そうしますと、よっぽど日米会談に基づいた合意というものが、ある程度具体的に理解をされていないと、今度は五月の首脳会談を行って推進するというわけにはまいらぬようになるんじゃないとか私は思うんですよ。ですから、共同声明に具体的になかなかそこまでは恐らく書けないと思いますけれども、しかし、それは双方のそれをに対する理解をどう理解していくかということによって、日米間でさらに話を詰めるなり何なり

をしておかなければならぬよう私は思うんで
す。そういう意味では、ただ単に抽象的なことでは
どうも済まされない段階に来ているのではなから
うか、こう思うんですけどね、どうでしょうか。
○政府委員(旦弘昌君) 新ラウンドの目標につき
ましては、先般、一昨年行われましたランブレーの
首脳会談、あるいは昨年行われました首脳会談に
おきまして、それぞれ七年末にその妥結を目標
に努力するということが確認されておるわけでござ
いまして、その方針は現在も変わらないものと
思う次第でございます。ただ世界全般の経済の不
況の状態、あるいはアメリカにおきます政権の交
代というような事情がございまして、ややこのと
ころ交渉が中だるみ的な印象を与えておるところ
でございます。したがいまして、ガットの事務局長
でありますロング氏は、ことしの一月にアメリカ
を訪問し、また先般はわが国を訪問いたしまして、
これらの一国に対しても新ラウンドを積極的に推進
するよう協力を要請したところでございます。
もちろん両国ともその意向には全く全面的に賛成
でございますので、これらの二国が推進力となつ
て、今後進めていくことになるかと思います。
ただいまの御指摘の今回の日米首脳会談の共同
声明には、先ほど外務省からお読みいたしました
ような文言でありまして、具体的にいつまでにと
いうことは触れておりません。ただ積極的になる
べく早くやるという精神はあらわしておるわけで
ございまして、その辺の精神のあらわれ方、表現
は、五月に予想されます第三回の首脳会談において
どういうふうになるかということにかかるつま
りますが、なるべく早くということにつま
ては、いかなる国も異議のないところであろう、
かように考えております。

○竹田四郎君 この新国際ラウンド、まあこれに
ついてはそれぞれの国がある程度案をもう出して
いると思うんです、主なところは、小さなところ
は出していないでしょけれども。まあそういう
段階ですから、早くやろうと思えばできる段階に
あると言つても私はいいと思うんですよ。しかし

それが七三年ですか、そこで終結をするという初めの約束がやはりまだかなりおくれてきていて。そのおくれてきているということは、いままで一つのアメリカの大統領が交代をする、あるいは新通商法等々の関係もあつたかと思うわけであります。されども、しかし、やはりそれだけ長引いている、あるいはその前にできなかつた理由が私はあつたんじやないかと、こう思うんですけれども、E.C.の主張とアメリカの主張というのは、何かニュアンスが若干違うように私は聞いてるわけでありますけれども、その辺が現在のところどんなふうに違っているのか、それは早期に双方が了解点に達するような問題であるのかどうなのか。あるいはその国の経済の違い、そういうものによってなかなか和解できないものであるのかどうか、この辺の見通しをつけていくといかないによって、また七年が先に持ち越される可能性の方が、何かこの間の渡辺さんの御質問の中でも、どうもことしは無理ではないのかというような印象を私は実は受けたわけでありますけれども、その辺は一体どの辺に相違点があつてどの辺が和解できない問題点なのか、その辺を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) 新ラウンドにつきましては、御案内のとおり七三年の九月に東京でガットの閣僚会議が開かれまして、そこでいわゆる東京宣言が採択されたわけでございます。ところが、その年の末にいわゆる石油危機が発生したわけでございまして、その影響はきわめて大きかつた次第でございます。したがって、その間の数年間にわたります非常に大きな世界的な規模における経済の混乱、その一部はなお今日も残つておるわけであります。これがこのオイルショックが東京ラウンドの実現を非常におくらせた第一の大きな点であろうかと存じます。それから、また先生がただいま御指摘になりましたような、アメリカの通商法の成立、これによつてアメリカ政府に關税交渉の権限を与えられるわけであります。その法案の成立がおくれたこと。あるいは昨年の秋にアメリ

かの政権の交代がありましたこと。それから、欧洲におきましては、かなりの数の国が今日もなお経済的な不況から脱出し切れないでいるというようなさまざまの要素があろうかと思うわけでございます。しかし、にもかかわらず、一応東京ラウンドは本年じゅうに達成したいということは変更がないわけであります。

第二の御指摘の、アメリカとECとの間のどういう意見の相違があるのかという点の御質問でござりますけれども、これは何分にも現在のところまだガットの交渉がその緒についたばかりでござりますので、全貌がはつきりしているわけではございません。現在わかっておりますところは先ほど御指摘のありましたように、昨年アメリカ、EC、それから日本などが関税の一括引き下げの方式につきましてそれぞれの案を提出したわけであります。そのフォーミュラについて見てみますと、アメリカは非常に簡単に申しますと、一律六〇%カット。しかも、これは工業製品だけではなくて農産品にも同じように適用するんだということを強く主張しておるのであります。で、ECの側の提案されましたフォーミュラを見てみると、これはいわゆるハーモニゼーション方式と申しまして、高い税率のものはより多く割合としてカットする、低いものはより少なくカットするという提案でございます。この点につきましては日本の提案と似ておるのでござりますけれども、ECはこの提案いたしました方式は、農産品には適用しないということを主張しておるわけであります。したがいまして、その辺の農産品の扱いにつきましては、アメリカとECとの間には大きな意見の相違があろうかと存じます。したがいまして、この辺の詰めはまだ行われておりませんので、これが第一の大きな点ではなかろうかというふうに考えております。

で、現在のガットの交渉の中におきましては、この関税グループで行われております引き下げのフォーミュラだけでございませんで、そのほか六つのグループに分かれているいろいろやっておりま

すので、それらのグループにつきましては現在作業が、程度の差がございますけれども、余りまだ進捗しておりません。したがいまして、その辺のところでアメリカとE.Cとの間でどういう差があるかというのは、今後見てまいるべき問題であろうかと、かよううに考えております。

んでしょう、その点。これをひとつ大蔵大臣どうういうふうにこれを進めていくのか、やっぱり国際的な一つの観点に立ってひとつお示しいただきたいと思います。

先進国首脳会議になりますと、あなたももう日本の大蔵大臣じゃなくて、やっぱり世界の大蔵大臣というふうな形で私は進まなくちゃならないようになってくるんだろう、こう思うわけですよ。その辺の手順なり、どことどこをどういうふうにさわっていくのか、この辺どうなさるのか、その辺を

だきたい、こういうよう思います。そこで、今度の九十六カ国ですか、参加していないわけですね。これに参加していない国というのがあるわけですね。いろいろありますけれども、私は特にOPECなりOAPECの国にこれが未参加であるというのは、やはり若干問題があるんじ

○竹田四郎君 農産物の問題というのは関税の中でも恐らく一番むずかしい問題点であろうと思うまことに、また同時にその関税引き下げだけでなく

し、いまの世界の情勢から考えてみまして、これはやっぱり自由貿易に徹して、各国の自由なる貿易というものをこれだんだんだんだんと進めてい

○政府委員(旦弘昌君) 手順のお話でござります
決意だけじゃなくて、具体的な進め方をひとつお
話をいただきたい。

やないだろうか。まあ特にO A P E Cの国々なん
というは、どっちかというと、この際うんと諸
外国から輸入を促進していくだけで、そうして彼

て、いろいろな、大グループというふうにおっしゃっておられたわけですが、いろいろなグループがあつて、それが進まないということになりますと、どうもまたことしいっぱいも結論に達しないということになりそうですけれども、今度の日米首脳会談でカーターさんから大分福田さん、おまえもとと世界的な役割りを日本はとるべきではないかと、こういうふうに言われていたようですが、きまして、そして資源有限といいますけれども、そういったような各国の資源とか、あるいは各国の、何といいますか、富といいますか、そういうふたよくなものを作自由に相互有無相通するといううめには、これはやっぱりガットを母体といたしますして、そうして基本的には自由貿易に徹するという方針でもって、この世界の交易というものを進めていくということが、これが最もわれわれに与

ので、私から答へさせていただきますが、東京ラウンドは、先ほど申し上げましたように七つのグループに分かれておりますが、全体的におくれているということではございませんで、たとえば熟練したがいまして、その他の分野におきましてどう

らの持つているオイルドラーをやっぱり世界の冬
国へ散らしてもらわなければならぬ重要な時期
に私はあると思うんですがね、まあやっぱり石油
ショックの前だつたら未参加なのか、その後何
らかの動きがあるのかどうなのか。私の考え方方
はこういう人たちも加えていたので東京ラウ
ンドを私はつくるべきじゃないか。なるほどケ
ディラウンドのときに比べますと、参加国は位

いますけれども、そうなつてまいりますと、貿易が日本の中で占める役割りというのは大きいし、同時に日本の経済先進国としてこうした世界の関税や貿易を新しく構築をすると言った方が私はいいと思うんですけれども、そういうことになりますれば、これは大蔵大臣、日本の役割りというの

えられました、いまおっしゃられましたアメリカ、日本、ドイツ、フランス、その牽引車と申しますか、それをやつていくべきものであると思いまして、私も全力を擧げてまいりたいと、かように思つております。

いう順頃で進めるかということになりますれば、やはり一括関税引き下げのフォーミュラを決め、その関税グループ、そのグループの交渉を積極的に進める必要があるんではないかといふふうに考えておる次第でござります。ただ、アメリカの政権の交代に伴いましてアメリカの特別通商委員会

にもなつてゐるわけですから、それだけはいいわけでありますけれども、そういう国々が入つてないということは、やっぱり今後の貿易の拡大がないといふことは、大きな障害になるのではなかろうかという気がするわけですが、その辺は今後どういうふうに扱われるのか、まあ未

は、経済的な役割りというのではなくて、そういう意味では、世界景気の中でも日本、アメリカ、西独はいわゆるエンジンカントリーと、こういうふうに言っているわけでありますから、やはり坊大藏大臣のこの東京ラウンドを成功させるかさせないかという意気

はわかるんですよ、全力を擧げてやらなくちゃやられぬというのですけれども。具体的にどこからどんなふうに、この問題の調整の糸口というよをなものを事務局長のみならず、やっぱり三国は私はとってもいかなくちやならぬだらうと思いますけれども、どんなふうにこれからこれを進めていかね

表の正式の発令がまだ行われていないというようふれはな状況でもございますので、その辺が近日中に決まりますれば、日本といたしましても先般ロングターミナル局長から要請を受けました線で強く交渉の準備を努力してまいりたい、かように考えるわけですがござります。その他のグループにつきましては事務局長から要請を受けました線で強く交渉の準備を努力してまいりたい、かように考えるわけですがござります。

加だからしようがないと、そのまま笑つ走つちうのか、あるいはそういうところも参加させていくよにするのかどうなのか、その辺はどうなでしょうか。

込みと指導性、これは私は大変大きいと思うんですが、大臣として七七年が結論を出すという目標だとあるわけで、まだ変更されていないわけです。首脳会議でどうなるかわかりませんけれども。われわれの立場としてもなるべく早く結論を出すという必要性があるうと思ふんですけれども、これは大臣どういうふうにされていきます

るつもりですか、具体的に。御決意のほどは、
らなくちやならぬというその熱意のほどは非常に
わかつたんですが、具体的に大蔵大臣としてどう
いうふうに手順を踏んでいこうとなさっているや
か、その辺をお示しいただかないと、果たして七
年に結論が出るかどうかこれはわかりませんし、
そういう点こそ福田内閣の大蔵大臣としての指揮

○竹田四郎君 大臣、何か御意見ございませんか。
○國務大臣(坊秀男君) 局長が申しましたとおな
でございます。

は必ずしも一致いたしませんが、延べ十六ヵ国
なつてゐるわけでございますが、その全部はこ
交渉に参加しておりません。そのうち、十六ヵ
のうち九ヵ国がこの交渉に参加しています。た
えばイラン、イラク、ベネズエラ、インドネシ
等々はこの交渉に参加しています。参加してい
い国の中にはたとえばサウジアラビア、カタール、

か。いま閻税局長から聞きますと、どうも簡単な
ような感じを私は受けないんですけれども、まだ
他のグループもあるわけでありますから、どうな

性、これがやっぱり私は問われるのじゃないか、今までには日本国内の大蔵大臣で済んでいたようですがありますけれども、日米会談が終わり、五月の

○竹田四郎君　余りこれかかっていりますと時間ばかりなくなってしまいますし、またの機会にこれはまた重ねて御質問をする機会を委員長におえいいた

アラブ首長連邦国と、いわば石油のみを輸出し
いてその他に輸出関連品目が非常に少ない、
あるいはもうないのに近い、そういういた国が非
常に多くあります。

加盟となつております。東京ラウンドが当初の宣言に明記しておりますとおり参加を希望するのであれば、特に資格を問うことなく、どの国も参加できるような仕組みになつておりますて、この点はケネディラウンドがガット参加国に主として限つた、あるいはそれに関連する国に限つたのと大きな違いであります。したがつて、これらのサウジアラビア等々の産油国の幾つかが東京ラウンドに入つてこないのは、全くこれらの諸国の方におきます考え方に基づくものでありまして、すなわち石油以外に他国へ自國産品を輸出することの利益というものに乏しいという判断に成り立つてゐるものだと思います。私どもいたしましては、一国でも特にこののような経済的に非常にかかわりのある国が参加してくれることを希望し、交渉を当初以来希望はしておりますけれども、交渉開始以来数年たちまして、現状でもなお入つてくるという期待は持てない状況にござります。

○竹田四郎君 これは実際参加してくれるよう必要請といいますか、そういうものは何回かやっておるわけですか、やってないんですか、それは、その自由だということで余り参加をしるという要請はしていないわけですか。

○説明員(松田慶文君) 七二年及び三年の交渉準備段階、交渉開始当時におきましては、ガット事務局からの勧奨等々で参加を招請いたしましたけれども、開始後は特段の働きかけはあつたとは承知しておりません。

○竹田四郎君 これは大臣どうなんですか、それはいまからそんな誘いかけしても間に合わないから、そのままほつておくのがいいんですかね、あるいは東京ラウンドであるだけに、そういうものも入つてもらうような誘いかけを日本としてやつてもいいんではないかと、こういうふうに思ふんですけれども、大臣それはどういうふうに考えてますか。これはちょっと大臣じゃなくちゃ困る、ほかの事務当局じゃそれは困るんで、大臣はどう判断されておりますか。

○説明員(松田慶文君) とりあえずお答えさせていただきますけれども、サウジその他他の石油産出国につきましては、むしろ安価に先進国との産品を輸入するとの必要性があるわけでございまして、関税障壁は原則として設けておりません。したがいまして、他の国からこれらの国に対する輸出上問題としては特段支障はあるとは考えられません。また石油以外に他の先進国及び開発途上国への輸出商品というのも見るべきものがございますが、その扱いということをまた世界貿易の観点から論ずるという余地もきわめて少ないわけでございます。したがいまして、現在交渉に参加しております九十五カ国にとりましては、ぜひともこのサウジ等々の積極的な参加をいまの段階から求めなければならないという貿易の拡大、自由化の観点からの必然性は率直に申し上げて乏しいのではないかと思います。このような状況がござりますので、ガット事務局及びその他の先進国並びに途上国も、この一两年石油産出国の非参加国には積極的な働きかけをいたしていないものと思います。

○竹田四郎君 現在は私そらだと思うんですけれども、しかし、これらの国々というのはとにかく使い切れないほどのドラーを持っておるわけですね。これから日本だってこれらの国にプラント輸出しようという動きがあるわけですね。そうなければ、向こうの國がいまのままでとまつていてくれれば、東京ラウンドもまた二、三年でどうこうなるというわけじゃないなくて、一回でなければ私はある程度固定して十年ぐらいはそのままでいくとすれば、向こうの國がいまのままでとまつていてくれればいいんですがね、金を持っている国です。

第一の不均衡は、当然のことながらOPECにかかるこれは進むことは考られるわけですよ。そうすると、いまの段階はそろですけれども、十年になつたら一体どうなるかと考えてみますと、いまのような単純な形では私はなくなるんじやないかと思うわけですね。だからやつぱり十一年ぐらいのタームというものを私は当然考えなくはないであります。

それから、第二には、非産油開発途上国でございますが、これは石油危機の前からやはり年間百億ドル程度の赤字があつたわけでございますが、石油危機を契機に、石油の値上がりと石油危機に繋きます世界経済の停滞を反映いたしまして赤字がふえたわけでございます。

第三には、新しい現象でございますが、先進諸国の中の二極分化といいますか、黒字国と赤字国が偏在したということだらうと思います。そこで、つまり全般的に申し上げますと、OPECが最近でございますと毎年四百億ドルぐらいの黒字を出しております。それに見合つて非産油開発途上国が二百億から三百億くらいの赤字を出しておる。残り百億から二百億ぐらいをOPECの諸国が出しておるということになつておるわけでございますが、このうち対処方針といたしますのは、やはり原因のよつて来るところを考えて、いろいろ検討しなくちゃいけないと思います。開発途上国につきましては、短期的な資金での赤字を埋めるということだけでは解決いたしませんので、従来からやつておりますような世界銀行その他公的資金導入するとか、それから先進諸国が先立つてお世話をやるという一国内におきましてはこれはもう相談をしてまいりたいと、かように考えております。

○竹田四郎君 国金局長にお伺いしたいんですが、いま国際的に国際通貨の偏在というものが私は債権を持つてゐる国、こういうものが極端に埋れて全体の絆はどんなふうになつてますか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 石油危機の発生以来国際収支が著しく不均衡になつておるわけがございます。

第一の不均衡は、当然のことながらOPECにかかるこれは進むことは考られるわけですよ。そうすると、いまの段階はそろですけれども、十年になつたら一体どうなるかと考えてみますと、いまのような単純な形では私はなくなるんじやないかと思うわけですね。だからやつぱり十一年ぐらいのタームというものを私は当然考えなくはないであります。

それから、いまあなたがおっしゃつたように、民間銀行が途上国に貸している金も、日本じやどんぐらい貸しているか、私はよく知りませんけれども、アメリカあたりですと大変な金が途上国に融資されている。それが何か更政期に、来年か再来年あたりがちょうど更政期になるということになると、将来の問題を考えると、やっぱり銀行の

のがあるわけありますから、日本だけがよけれ
ばほかの国のことはどうでもいいといって安心し
ていられない問題であるだけに、やはりこれは大臣、先進国首脳会議においても私はグローバルなそうした融資協定というようなものですか、い
まのところ世界的なものは一応IMFがあるわけ
でありますけれども、その資金を充実するとか、
もつとグローバルなものをつくるとか、部分的な
ものはいろいろ中南米には一つあるとか、アジア
にはアジア銀があるとかいうふうにありますけれども、やはり今日の状況では、私はグローバルに物
を考えいかないきやいけないんじゃないのか、ア
ジア指導権をやはり私は日本がとることが、
先进国首脳会談において、やはり日本の立場を強
化することであるし、やっぱり世界経済を安定し、
貿易をさらにふやすことになるんじゃないのかとい
うことありますから、その辺はもう少し私は積
極的にひとつやっていただけないだらうかと、こ
のように思います。

そこで金融局長、個別にそういう融資をやって
いくということが一体これからいいのか悪いのか
ということになりますと、私は、民間銀行でも一
種の国際融資團といいますか、そういうような形
のものを今後やっぱり考えていかなくちやいけな
いんじやないかといふうに一つでは思います。
それから、その後で御返事いただきたいと思いま
すが、経企庁からお見えでござりますか。
経企庁は現在の国際的な経済の見通しを一體ど
んなふうに見ておられるのか。貿易收支の非常な不
均衡に対しても、どんなふうに日本自体として役割
りを果たさなくちやいけないのか。日本の産業構
造をどうしていかなくちやならないか。まあカラ
ーテレビの問題とか、あるいは鉄鋼の問題とか、
あるいは自動車の問題とか、いろいろいま世界的
に批判を受けているわけありますけれども、私
はこういうカラーテレビにしても、いまは批判を
受けているんですが、そのうちには逆に途上国か
ら追い上げられて、今度は日本のテレビはとても
高くてだめだというような時代というのも来るだ
けありますから、その辺はもう少し私は積

るうし、あるいは日本の自動車なども、もつと安
く日本と同じような自動車がほかの国でできると
いうような時代も何か来るそうな気がするわけです
よ。そういう意味では日本の産業構造 자체という
ものも早急に私はこういう時期に新たな展開を
示すようなことを考えてなくちゃいけないと思う
んですけれども、そういう見通し、そういうよう
なもの経企庁からお聞きしたいし、通産省お見
えでございますか——。通産省は一体その辺はどう
いうふうに今後の日本の経済構造、産業構造を
していこうとしているのか。これはやっぱりグロ
ーバルな立場でお答えを願わないで、議論をして
いるのは国際的な金融危機といいますか、そういう
うちでの話でありますから、国内のちっぽけな話
されても実は困るわけでありますから、その辺、
御両者からひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡島和男君) 産業構造の問題につき

ましては、ちょっと私担当が違いますのですか
らお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどから先生がいろいろ申されておりますよ
うに、非常に世界経済が国際収支の不均衡とい
うような問題を抱えまして、いろいろむずかしい局
面にあるということを私ども認識している次第で
ございます。そういう局面に立ちまして、先進国
がまず相互に連帯をしまして、先進国の中でも、い
わゆるエンジンカントリーといわれている国が、
それぞれの実情に応じまして、全体として世界經
済の浮揚に力を注がなければならぬというものが
一つの考え方でございます。

また、もう一つ南北問題というがあるわけで
ございますが、南北問題につきましては、これは
非常にむずかしい問題でございまして、いろんな
ところで、いろんな部面で会議が行われているわ
けでございますけれども、わが国いたしまして、
そこまで、いろいろな問題でございまして、いろいろ
のではなかろうかというふうに考えておるわけ
でございますが、貿易構造につきましても、その
対応いたしまして、国際分業を目指しまして、國
際協調に資し得るような、そういう産業構造、こ
ういうようなものに転換していくかなければなら
ないのですが、もう少し問題を深刻に考えて

対処していかないと、私はおくれをとってしまつ
て、いまのところは大変太平のムードであります
けれども、その打撃というのは、私はより大きい
ものが出てきそうな気がするのですがね。通産省
のそういうものというのは、大ざっぱでいいです
から、大体どの辺までできるかというふうに、認
識をわれわれはしていらっしゃいんですか。私は何
かおくれているような感じがするんですが、どう

ろうし、あるいは日本の自動車なども、もつと安
く日本と同じような自動車がほかの国でできると
いうような時代も何か来るそうな気がするわけです
よ。そういう意味では日本の産業構造 자체という
ものも早急に私はこういう時期に新たな展開を
示すようなことを考えてなくちゃいけないと思う
んですけれども、そういう見通し、そういうよう
なもの経企庁からお聞きしたいし、通産省お見
えでございますか——。通産省は一体その辺はどう
いうふうに今後の日本の経済構造、産業構造を
していこうとしているのか。これはやっぱりグロ
ーバルな立場でお答えを願わないで、議論をして
いるのは国際的な金融危機といいますか、そういう
うちでの話でありますから、国内のちっぽけな話
されても実は困るわけでありますから、その辺、
御両者からひとつお伺いしたいと思います。

ましては、ちょっと私担当が違います。

○政府委員(柳井昭司君) 先生のいまの御質問に
お答えいたしますが、中長期的な視点に立って國
際協調、あるいは国内資源の制約、そういうもの
を踏まえて、わが国の産業構造、ひいては貿易構
造をどのように改善していくらしいのか、こう
いうふうな御質問と理解するわけでございます
が、ただいま申し上げましたように、わが国は單
に国際的な協調というこのみならず、国内資源
の制約といふような内外の資源の制約、そういう
ようなものを考えてまいりますと、やはりこの期
間内におきまして、経済計画におきましても、產
業構造を改善していかなければならないというふ
うな基本的な考え方を立てておるわけでございます
が、そしてその際、大体三つぐらいの型の産業
構造というものに転換するということを計画では
うたっております。

ますから、その辺も構造改善等、できるだけの施

策を講じながら、先進国型の産業構造を実現して

いくということに努力をしているわけでございます。

たとおりでございますが、特に先端的部門をでき

るだけいろいろと引き上げていくというか、集約

度を高めていくということが一つと、それから

いろいろ発展途上国等との関係があるわけでござい

ますから、その辺も構造改善等、できるだけの施

策を講じながら、先進国型の産業構造を実現して

いくということに努力をしているわけでござい

ます。

○説明員(日下部光昭君) 産業構造の問題につき
ましては、ただいま企画庁の方から御説明があり
ましたとおり、私どもの方も考えております。產
業構造高度化の具体的な内容は、いまお話をあつ
たとおりでございますが、特に先端的部門をでき
るだけいろいろと引き上げていくというか、集約

度を高めていくということが一つと、それから

あります。

○説明員(日下部光昭君) 産業構造の問題につき
ましては、ただいま企画庁の方から御説明があり
ましたとおり、私どもの方も考えております。產
業構造高度化の具体的な内容は、いまお話をあつ
たとおりでございますが、特に先端的部門をでき
るだけいろいろと引き上げていくというか、集約

度を高めていくということが一つと、それから
いろいろ発展途上国等との関係があるわけでござい
ます。

○説明員(日下部光昭君) 産業構造の問題につき
ましては、ただいま企画庁の方から御説明があり
ましたとおり、私どもの方も考えております。產
業構造高度化の具体的な内容は、いまお話をあつ
たとおりでございますが、特に先端的部門をでき
るだけいろいろと引き上げていくというか、集約

度を高めていくということが一つと、それから
いろいろ発展途上国等との関係があるわけでござい
ます。

○説明員(日下部光昭君) 産業構造の問題につき
ましては、ただいま企画庁の方から御説明があり
ましたとおり、私どもの方も考えております。產
業構造高度化の具体的な内容は、いまお話をあつ
たとおりでございますが、特に先端的部門をでき
るだけいろいろと引き上げていくというか、集約

度を高めていくということが一つと、それから
いろいろ発展途上国等との関係があるわけでござい
ます。

○説明員(日下部光昭君) 産業構造の問題につき
ましては、ただいま企画庁の方から御説明があり
ましたとおり、私どもの方も考えております。產
業構造高度化の具体的な内容は、いまお話をあつ
たとおりでございますが、特に先端的部門をでき
るだけいろいろと引き上げていくというか、集約

度を高めていくということが一つと、それから
いろいろ発展途上国等との関係があるわけでござい
ます。

○説明員(日下部光昭君) 産業構造の問題につき
ましては、ただいま企画庁の方から御説明があり
ましたとおり、私どもの方も考えております。產
業構造高度化の具体的な内容は、いまお話をあつ
たとおりでございますが、特に先端的部門をでき
るだけいろいろと引き上げていくというか、集約

○説明員(日下部光昭君) その点についての問題は、特に非常にインセンティブな部面の問題だと思いますが、これは御承知のように、繊維なら繊維構造改善、あるいは雑貨関係であればその中小企業近代化促進法に関する構造改善、政策手段とつておりますが、構造改善というのは、とにかく業界が一体となってやつて、こうといふと、業界、政府が一体となってやつて、こうといふ、そういう問題でござりますので、われわれの方はできるだけ予算を確保し、また業界の方はできるだけまとまって、一緒にこれからどうするかということとも考えて、こうじゃないかという、その辺のところを、こう一致したところについて、ずっとやられるということになるわけですから、その辺は政府もそうですし、業界もそうですし、できるだけこういう変動が多い国際情勢の中でスマーズに適合していくという方向を目指して鋭意努力してあるというものが現状でございます。数字的にどのくらいまでいるか、何割ぐらいついているかというのは非常に口では言いにくい事構だと思います。

○竹田四郎君 どうも總論賛成、各論はそれぞれ

でぶつかっていっているというような感じが私は

してしようがないと思うんですけれども、これについてはひとつ大蔵大臣もう少し私は国民のコン

センサスというものがやはり大事だと思うんです

よ。その辺は何とかもう少し指導性を私は發揮し

てもらわなくちゃならぬと、こう思うんですがけれども、大蔵大臣の国際経済の認識というものを、どの辺まで認識されているのか、その辺をちょっとこの際お聞きしておきたいと思うんですがね。それだけなければ日本の指導性というのは私は発揮できないんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(坊秀男君) 御指摘のように、私も日

本の経済といふものは、国際経済上非常に考えて

いかなければならぬ弱いところがたくさんある

うと思います。世界の三大経済国ということになつておりますけれども、いま国内のことを見て

みますと、御指摘のように業種によって非常な盛んに成長し生産を上げておるところもありますけれども、そうでない部面も業種によってたくさんありますし、また日本の国内の地方地方によりまして大変なばらつきがあるというようなこと、これはどうしても是正をしていかなければなりませんし、また日本の今日の経済というものについては、本当にこれは深刻に考えなければならないということはしみじみと感じております。

○竹田四郎君 これからひとつ政府の姿勢を見ながらまたひとつこうした問題を討論してみたいと思いますけれども、その開発途上国に対する政

府の開発援助というものは一体最近どうなってきていますか。どうもあんまりはかばかしいエンジンカントリーといわれるには何か大変お粗末なよ

うな気がしてならないわけですが、実態はどんなふうになつておるんですか。

○説明員(三宅和助君) ただいまの現状につきましては、実は七年につきましては各国の現状が出ておりません。七五年でございますが、政府開発援助の総額は、日本の場合十一億四千万ドル、五千万ドルございます。これをGNPに対比いたしまして、O・二四%といふことでございまして、これはDACの十五カ国平均がO・三六になつております。したがいまして、日本の場合DAC諸国中の十三位といふことで、絶対額につきましては第十四位でございますが、対GNP比におきましては十三位ということになつております。

○竹田四郎君 先進国でもその三強の中に入つて、貿易収支にいたしましても、あるいは保有外貨にいたしましてもかなりの額になつてゐるわけですがね。それでいながら何か新聞で見ますと、五

十一年も昨年より若干減つてゐると、予算は多いけれども実質は減つてゐると、こういうことで、十

三位にあるということはいまおつしやられたとおまつて違いますが、たとえば技術協力につきまし

りであります。質の面でも余りよろしくないといふことが批判が出ているようありますけれども、しかしこれでは大蔵大臣、世界の黒字国としめありますし、また日本の国内の地方地方によりますと、御指摘のように業種によって非常な盛んに成長し生産を上げておるところもありますけれども、そうでない部面も業種によってたくさんありますし、また日本の今日の経済というものについては、本当にこれは深刻に考えなければならないということはしみじみと感じております。

○説明員(三宅和助君) 先生御案内のとおり、確かに実数は低いんでございますが、二つか三つの理由があるかと思います。一つは、財政状況が苦しくて予算の手当でが十分でないという面もあるかと思いますが、それ以上に、実は日本のやっております援助がプロジェクト援助でございまして、先方、すなわち東南アジアの受け入れ体制が必ずしも十分でない、ましてオイルショック後經濟変動ございまして、現地政府の負担する部分が十分でない、場合によつてはそのインフレのために從来コミットした出借款では十分できない、場合によつては優先順位の変更など、先方政府及び世界経済の変動に伴いまして、日本のたまたまや济変動ございまして、現地政府の負担する部分が必ずしもこの二、三年芳しくなかつたという事情

っております。経済援助がプロジェクト中心でありますために、その変動に性格上なかなか対応しきれない、したがいまして、ディスパースメントが必ずしもこの二、三年芳しくなかつたという事情

が一番大きな事情かと思います。

○竹田四郎君 これは国内的に見てもやっぱりそれが一番大きな事情かと思います。

○説明員(三宅和助君) これは援助の機動性を失つてゐるということはございませんか。これは担当はどこですか、省は。外務省だけやつてゐるんですか。それとも通商省がやつてゐるんですか。大蔵省がやつてゐるんですか。

○説明員(三宅和助君) これは援助の性格によりますと、それは外務省が中心的な役割りを果たしまして国際協力事業団を通じてやつております。それから円借款でございますが、これが日本の援助の約六〇%

でございますが、これにつきましては外務、大蔵、通産、経企と、四省の協議体制でもつて現在実施しております。

○竹田四郎君 どうもその辺に問題があるんじやないですか、なかなか各省の意見が合致しないと。たとえば通産省がいいと言えば農林省がそれいかぬと言う。農林省がいいと言えば今度は大蔵省がそれだけしからぬと。そういうような

本の各省の意見がこれについては余り意見が一致していないということが言われているわけですが、その辺はどうなんですか。意見が常に一致しているんですか。今度の五十一年にいたしまして、O・二二%を目標にして、国内の各省の開発援助に対する問題というのを非常に軽視をして

いるんですね。そういうことになつているわけなんですけれども、どうもその辺、国内の各省の開発

援助に対する問題というのを非常に軽視をして

いる。それだければ、日本がこんな十三位だと、

平均がO・三六%ですか、これからはるかに低い

などということは私はないとと思うんですね。こ

ういうことをやつていればやつてあるほど、貿易の自由化といふような問題も私はこれはやっぱり

ネックになるとと思うんですね。特に資源のない日本の国でありますから、こういう点は少なくとも平均的ぐらいに持つていかなければならぬと思

うんですけども、当面の目標というのは、やっぱり平均的なところを、これはいつまでにその辺まで上げていくかということです。

○竹田四郎君 まず一度はそこへ持つていくということですか、O・三六%に。その辺はどうなんですか。これはやっぱり私は今後の国際経済に対する物の考え方で、やっぱりこの辺はびしょと数字で出るわけですから

六%に。それだけの数字に私はしておかなければいけないと思うんですね。まあ何かさつきの参事官のお話では相手が悪いみたいなような話でありますけ

れども、ぼくは相手だけじゃないよう思つてゐる。ほんの国はうまくいっているんだから。日本だけが特に低いといふのは、むしろこちら側に私は問題があるんだと、こう思つんですけれども、その辺大臣どんなんふうに考へています。

○國務大臣(坊秀男君) 援助についてですけれども、各省が所管が分かれておるから、そこで意見が違つんじやないかと、それが災いしておるんじやないかという御質問でございますが、それは初めに、たとえば予算編成に際しましていろいろ意見がござります。ござりますけれども、結局各省の意見をまとめて、一致して、そうして最終的にはそういうたよな措置をとるのでござります。から、そこで、ばらばらだからということではなく、日本の国の意見としては一致して実施をしておる、こういうことになつておるんですが、御指摘のように、予定されたものがなかなかそこまでいかないということに相なるということございまして、それは何も相手が悪いからという御答弁の趣旨で言つたんじゃなかろうと思ひますけれども、そこあたりの関係もこれはあるんじゃないと思ひますけれども、とにかくできるだけ速やかにやつぱり世界の平均というところまでこれはひとつ持つていかなければならぬことであると私は考へています。

○竹田四郎君 これ、大蔵大臣ね、ひとつ予算と実績を出してみてくださいよ、どのくらい違うか。予算はかなり組んでいるけれども、実績は非常に低いといふのが実態であらうと私は思つんですよ。だからこれはひとつ七〇年くらいから、ショックの前と後が、その辺が一つの境だらうと思うんですけれども、七二年からでいいですか、七二年、七三年以降七年まで、一体予算が幾らについて、実績は幾らだったといふのを一回資料として出してください。その資料を見れば、いま大臣が言つたことが本当にいいのか、途上国への開発援助というものがおさなりではないのかと、いうようなことも明確に数字の上で出てくるわけです

から、これはひとつ数字で出してください。私はそれで終わります。

○説明員(三宅和助君) まあ最近の数字は持つておりますが、七一年からの数字につきましては調べまして別途提出いたします。

○政府委員(大倉興隆君) 先ほどの竹田委員の御質問にお答えを追加させていただきます。過急税の金額が五十年度に、前年度に比べて大きくなりました背景でございますが、国税庁の方では署から洗つてきましたものを集計いたしておられまして、署ごとの詳しい内容までいまのところ把握していないようでござりますけれども、恐らく二つの理由によるのではないかと申しております。一つは、従来からそうでございますけれども、限られた人員で調査をいたしますので、なるべく金額の張りそうなものを相手に調べてみると、それから非常に多量にあるであろうというものを調べてみるということで個別の企業の方を調査して、たまたま五十年度にはかなり——これは名前はちょっと御勘弁いただきたいのですが、かなりまとまって印紙が張つてないものが発見されたケースが幾つかあるので、全体の金額が大きくなつたという事情は確かにあります。

それからもう一つは、四十九年から売り上げの代金領収書に階級課税率を入れまして、かなりのPRに努めているわけでございますが、やはりそこのふなれと、昔は金額にかかわらず一律でよかつたものでございますから、そのふなれといふことがあって五十年度にそれが影響しておるよう思つて。その問題はしかし、今後ともPRを続けていけばなんだよくなつてもらえるんではなかろうかというふうなことを申しておりますので、追加でお答え申し上げます。

○福間知之君 私は、一昨日の当委員会で聞き残しました根拠についてのお尋ねであろうか存じますけれども、この問題につきましては、現在の原重油関税がいわゆる財政関税でございますので、どれだけの支出が必要であり、どれだけの歳入が現行法で出るか、したがつて、その差額はどれだけになるかということが決め手であったのでござります。したがいまして、この百十円の増税を決めます際には、石炭石油特別会計の歳出につきまして主計局と通産省との交渉の結果、ほぼこの程度にしばりましてお聞きしたいのですが、その前に主税局長、けさの新聞報道では、どうも前福島県知事さんに対しても、国税庁としては任期中ににおける収賄金員に対する所得税法違反というもの

を出されましたが、これは積極的に今後そういうことはやはりやるべきだと、前田中総理に對する賄賂課税とあわせて、そういうふうな姿勢だと伺つてよろしいですか。簡単に一言、決意のほどを。

○國務大臣(坊秀男君) 主税局長は、これは国税庁所管なものですから主税局長からは……まあしかし、そういうことにつきましてはやっぱり厳正に扱ついくべきだと、私はこう思います。

○福間知之君 まあ、そういうことでえりを正して国民の信頼にひとつこたえていただきたいと思うんです。

さて、時間がさほどございません。要約してお聞きをしたいんですが、まず、原油関税率の今回の改正に関して、現行六百四十円をキロリットル当たり七百五十円に引き上げるということをございます。だから今度百十円引き上げて七百五十円になりますが、金額で百十円の引き上げ、こうなつています。六百四十円という今日の水準は、いまの輸入価格に對しては二・七%ぐらいだと承知をします。だから今度百十円引き上げて七百五十円にするというのは、四十九年のときの輸入価格に對してその当時の関税が三・一%だと聞いています。だから今度百十円引き上げて七百五十円当たり七百五十円に引き上げるといふことですが、これはね返りといふふうなことが心配なわけです。この上げ幅そのものはそう大きくないんですけど、それほど心配する必要はないということかも知れませんが、一昨日私もお聞きしたように、今年度の灯油のいわゆる需給関係などからして、当局もかなり力を入れてバランスをとられたようですが、それほど心配する必要はないということかも知れませんが、まあこれが来年の冬にまた持ち越された問題として残つてゐる。そんなことも考え合はずれども、まあこれが来年の冬にまた持ち越された問題として残つてゐる。そんなことも考え合はずれども、そういう点が私は心配になるといふことです。

○福間知之君 私は、いまの御説明はそれなりに理解をしたいと思いますが、要するにまたこの一般価格へのね返りといふふうなことが心配なわけですね。この上げ幅そのものはそう大きくないんですけど、それほど心配する必要はないということかも知れませんが、一昨日私もお聞きしたように、今年度の灯油のいわゆる需給関係などからして、当局もかなり力を入れてバランスをとられたようですが、それほど心配する必要はないということかも知れませんが、まあこれが来年の冬にまた持ち越された問題として残つてゐる。そんなことも考え合はずれども、まあこれが来年の冬にまた持ち越された問題として残つてゐる。そんなことも考え合はずれども、そういう点が私は心配になるといふことです。

それからもう一つは、四十九年から売り上げの代金領収書に階級課税率を入れまして、かなりのPRに努めているわけでございますが、やはりそこのふなれと、昔は金額にかかわらず一律でよかつたものでございますから、そのふなれといふことがあって五十年度にそれが影響しておるよう思つて。その問題はしかし、今後ともPRを続けていけばなんだよくなつてもらえるんではなかろうかというふうなことを申しておりますので、追加でお答え申し上げます。

○政府委員(旦弘昌君) 今般の増税の百十円を決めました根拠についてのお尋ねであろうか存じますけれども、この問題につきましては、現在の原重油関税がいわゆる財政関税でございますので、どれだけの支出が必要であり、どれだけの歳入が現行法で出るか、したがつて、その差額はどれだけになるかということが決め手であったのでござります。したがいまして、この百十円の増税を決めます際には、石炭石油特別会計の歳出につきまして主計局と通産省との交渉の結果、ほぼこの程度にしばりましてお聞きしたいのですが、その前に主税局長、けさの新聞報道では、どうも前福島県知事さんに対しても、国税庁としては任期中ににおける収賄金員に対する所得税法違反というもの

立場でございました。したがいまして、その結果百十円ということになった次第でござります。振り返りまして、この百十円上がりました後の七百五十円が、一般の値上げ後の石油価格に対しましてどの程度の負担率になるかということを見ますと、先ほど御指摘のありましたように、大体三%ちょっと上回ったところということで、それは振り返りますと、四十九年の石油ショックの後の価格が、その当時の原重油関税の負担率がほぼその辺であったということで、まあおおむね妥当なところであるうといふ判断をした次第でござります。

上げる、関税はどうほどにしておく。こういう配意がそこにはあるんですか。これは皆さんが出された資料ですよ。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘の原重油関税の収入の数字でございますが、確かに五十一年度の当初の見積もりでは千四百六十三億円でございまして、これが四十八年度に比べますと、四十八年度は千四百六十八億円でございましたので若干減ってはおるわけでございます。それでお尋ねの点は、この原重油関税はこの間に若干減っているが、揮発油税の収入が上がっているのかという御指摘かと……。

○福間知之君 いや違います。

ガソリン税、揮発油税含めたガソリン税が一番値上がりが目立つわけですね。国内の税金ですよ、これね。それとの相関関係というのはどういふことなんですか。

○政府委員(旦弘昌君) あるいはその揮発油税の点につきましては主税局の担当でございますので、私、ちょっとただいま手元に数字を持っておりませんけれども、あるいはこの間に景気の落ち込みによりまして、重油あるいは軽油等、この原重油関税といいたしましてはます重油でございますけれども、工場等で使います重油の消費量が、ガソリンの消費量の伸びに比べまして景気の落ち込みで底が落ちたのではないか。揮発油税の方が重油に比べましてあるいは景気循環の弹性値といいますか、その辺のところが違うのではないかとう感じがいたしますが、なお数字をまだ念查しています。

○福間知之君 いや、というよりも私がお聞きしたのは、ガソリン税がいわば三千億以上伸びているわけですよ。原重油関税の方の伸びはないと言つていいわけです。このことは結構だと言えは結構なんですが、それは、たとえば二億七千万キロリットルあたり輸入しているということから考えて、輸入量がずっと減っているのか、原重油そのものの輸入量が。だから伸びないのか。むしろ意

識的にいわば関税率を据え置いているために、余

りふやさないために、関税額を高めないために、率を据え置いていますわね、これ、一年一年上げているわけじゃないのですから、そういうことだですか。

○政府委員(旦弘昌君) 原油とその価格の相関関係でございますけれども、私ども感じといたしますのは、日本のような規模の経済になりますと、しかも、エネルギーの大部分が原油に頼っている構造におきましては、たとえば先般の価格が四倍にはね上がったというような場合におきましても、それはかなりのショックでございますけれども、必要な原油量を確保するといふことがまず先に立つわけでございまして、あとそれにに対する金の手当でをどうかという問題ござりますが、四倍にはね上がったといふことについても、それがかなりの影響はないんではな

ども、しかし、急激にはこれを減らすことができないという構造になつておると思います。その意味では、価格の変動に対しましても、それが原重油関税の収入にさほど大きな影響はないんではなれども、余りないのではないか。それから一方、先ほどのお尋ねの揮発油税につきましては、確かにその間にかなりの増収がございましたけれども、これは一つには、先ほど御指摘の通りで見ますと、四十九年の四月と五十一年の年頭で見ますと、五%と一〇%という二本立てになっておりました。したがいまして、量が仮に同じでありますけれども、これはね返りりますと、消費者物価には〇・三%というふうな影響があるうかと思ひます。

○福間知之君 その問題は少なからず影響は大きい、こういうふうに考えますが、きょうの主題じやありませんので。

関税の方であつて、いわゆる製油用の、何と申しますか、低硫黄原油ですか、これについての関税は今回で打ち切る、こういうことで、お考えを当局からお聞きしましたら、脱硫装置などが整備されて輸入量も少ないということだと聞いているのですが、そういう理由ですか。

○政府委員(旦弘昌君) 今般も五%ないし一〇%の原油価格の値上げが、いま話が進行しておるわ

けでございますけれども、これはあるいは通産省

からお答えをいただいた方がいいのかもしませんが、物価、その点につきましては若干の影響はあります。しかし、その辺は通産省からお答えいただくことにいたしまして、今後の私どもの一キロリットル百十円の増税の物価への影響は、消費者物価指数へは〇・〇二%程度、それから卸売物価につきましては〇・〇四%程度でございまして、非常に率としては低いわけでございます。したがいまして、このことに、この増税によりまして消費がどう動くかということについては、ほとんどこれだけとしては影響は余りないのではないか、かよううに考えております。

○福間知之君 通産省の方もこれはそういうことですか。

○政府委員(古田徳昌君) 私どもの方で試算いたしましたが、たゞいま大蔵省の方から御答弁なつたところの数字になつております。別途、先生御承知のとおり、ことしの一月一日からOPECの原油価格の引き上げ問題が発生しておりますとお響は、五%と一〇%という二本立てになつておりますので、正確には現在推定できませんけれども、七ないし八%の原油価格の上昇という形ではね返ってくるんじゃないかなといふふうに考えておりま

す。これはかなり影響が出てまいりまして、そのままの形ではね返りますと、消費者物価には〇・三%というふうな影響があるうかと思ひます。

○福間知之君 その問題は少なからず影響は大きい、こういうふうに考えますが、きょうの主題じやありませんので。

関税の方であつて、いわゆる製油用の、何と申しますか、低硫黄原油ですか、これについての関税は今回で打ち切る、こういうことで、お考えを当局からお聞きしましたら、脱硫装置などが整備されて輸入量も少ないということだと聞いていますけれども、これは昭和五十四年度末でしたかを目標にひとつやろう、こういうことですがあまりこれには資金的にも、あるいは新設の基地の

つと行われてきたわけでございますけれども、こ

れは一キロリットル百十円の減税をしておつたわけでございます。振り返つて、四十六年当時にこの制度を新たに新設いたしましたときには、低硫黄の原油とその他の原油、つまりハイサルファの原油との原油の価格の差がかなりございました。つまり低硫黄原油の方がかなり高かつたわけでございます。その価格差は、その当時で一八・七%程度の差がございました。ですから、これは公害対策上はこの低硫黄原油が望ましいけれども、しかし価格が非常に高いということで、これが同じに強かつたのでございます。しかし、その後最近の、昨年の実績で見ますと、その差が約三・二%、関税で輸入されるのはいかがかという要請が非常に情勢では、低硫黄原油の輸入量が、ウェートといいますと全体の中でかなりふえてきておりまして、確保されてきておるということでございます。しかも最近の制度を新たに新設いたしましたときには、低硫黄原油の輸入量が、ウェートといいますと全体の中でかなりふえてきておりまして、この辺でそういうインセンティブを税法上与える価値がかなり減ってきたということでございます。しかも最近の

ので、全体の約二五%ということになつてきておりまして、そういうふうな低硫黄原油を輸入するインセンティブを税法上与える価値がかなり減少してきたということでございます。しかも最近の制度を新たに新設いたしましたときには、低硫黄原油の輸入量が、ウェートといいますと全体の中でかなりふえてきておりまして、この辺でそういうインセンティブを持つております制度は廃止してもいいのですが、昨年の実績で見ますと、その差が約三・二%程度の差がございました。ですから、これは公害対策上はこの低硫黄原油が望ましいけれども、しかし価格が非常に高いということで、これが同じに強かつたのでございます。しかし、その後最近の、昨年の実績で見ますと、その差が約三・二%、関税で輸入されるのはいかがかという要請が非常に

設置あるいはタンクの増設、重要な困難がやつぱりそこにはあると、こう思つてあります。したがつて、石油開発公団の発足なども行われ、また政府レベルでも対策機関が設けられたりしておるわけですから、どういうひとつ展望があるのかということが一つ。

それと関連してヨーロッパ主要先進国等の備蓄対策。私は、九十日という備蓄目標は、このこと自身も大変だと言えれば大変ですけれども、妥当かどうかも実は問題があると、こう見ているんですけれども、そのあたりいかがですか。

○政府委員(古田徳昌君) 昭和五十年に五十四年度を目標といたします九十九日備蓄増強計画をスタートさせたわけでございますが、これは五十五年三月末で九十日の備蓄を達成しようということでございます。この計画に基づきますと、五十二年度から五十四年度まで三年間の間にタンク容量としまして二千三百万キロリットル、この建設のために必要な用地面積は約三百五十万坪といふふうな試算になつております。この建設及びその備蓄のための原油購入資金として必要な総額は一兆六百億円といふうな試算になつております。先生のおっしゃいますとおり、この備蓄増強計画の実現のためには非常に資金調達面で努力が必要となるでございます。この第一の柱は、共同備蓄会社の構想の推進でございます。で、共同備蓄会社のための出資金を石油開発公団を通じて出すことにしておりますが、これにつきましては、五十一年度四十億円の予算に対しまして五十二年度は九十六億円というふうな金額を計上しております。それから第二の柱としましては、備蓄いたしまず原油の代金に対しまして利子の補給をする、その資金調達のための利子補給をするということでございます。これは五十一年度四%の利子補給をしておりましたが、五十二年度はそれを四・五%に引き上げるということで考えておりまして、予

算規模としましても五十一年度の五十五億円が、五十二年度に百四億円に増額するといふ形にしております。

そのほか財政投融資の面でも、石油開発公団債の発行に伴います資金調達というふうな形等も考えておりまして、五十一年度に比べますと、五十二年度の備蓄増強対策の関係の施策は一段と充実したものというふうに考えておる次第でございます。

このような施策によりまして、現在、私どもの見通しとしましては、五十四年度末の九十日の備蓄体制の達成は十分可能になつてくるんじゃないかというふうに見通している次第でございます。

それから、二番目の問題につきましてでございますが、ヨーロッパ各国では大体九十日備蓄はすでに達成しております。ヨーロッパ平均現在九十六日、昨年四月一日現在でございますが、九十六日というふうな水準に達しております。で、現在在各においては九十九日備蓄目標からむしろ百二十日の備蓄目標を議論しているといふうな段階だというふうに聞いております。この備蓄目標の達成のために、たとえばドイツ、それからアメリカ等では国家備蓄を積極的に推進しようといふうな方策も検討中といふうに聞いております。

○福岡知之君 それで関連して、いわゆる国際エネルギー機関ですね、IEAあたりではどういう目標を持っているわけですか。それは特別に備蓄のの中身についての目標は持つてないのか。

○政府委員(古田徳昌君) IEAの現在の目標は、達成目標として掲げられておりますのは昭和五十五年一月で九十日ということでございますように、開発公団あるいは開発銀行、さらに財政

らいまたとえば日韓大陸だな問題が一つクローズアップしていますが、それらを含むわが国、日本列島周辺の大陸だな開発と、こういうのが一つ

アッピングしていますが、それらを含むわが国、日本二万キロリットルといふうな数字に達しております。今後も石油開発公団の業務を通じまして、

周辺大陸だな探鉱に努めてまいりたいと思いま

すが、現在六社がその探鉱活動を積極的にやっておりまして、周辺大陸だなでは相当程度の可

能性があるということで、先般御説明いたしましたように、一部技術研究機関の推計によりますと、十億キロリットルを超える埋藏量を発見され

る可能性があるといふうことでもございますので、昭和六十年度の一千万四百万キロリットルの目標といったものはなお後検討されることになります。

それが、視点を変えれば、私が申し上げたようなことは石油に関する限り非常に国際的に重要なことではないのか、こう思つてますが、当局はどうい

うお考えですか。

○政府委員(古田徳昌君) わが国の石油の安定供給確保策の二つの大きな柱が、一つは、備蓄増強であり、一つは、先生の御指摘になりましたよう

に、石油の探鉱開発の促進といふことでございますが、中でもわが国周辺大陸だな石油資源の開発は、安定供給確保の観点からいきますと、最も効果的な策であるということでございます。そ

ういうことで、私どもとしましても、石油開発公団の業務を通じまして、この数年来積極的に探鉱開発の促進に努めてまいりました次第でございますが、昭和五十年十二月にエネルギー対策閣僚会議で決められました施策の中でも、その点が一つの重要施策として打ち出されておりますし、かつ昭和六十年度の目標値としましても、一千四百万キロリットルといふうな数値も掲げられておりま

す。

ちなみに、従来の努力の結果昭和五十年度の実績で見ますと、これは原油が七十萬キロリットル、天然ガス二十四億立米といふことで、原油換算しますと三百十万キロリットルといふうな数字になつております。五十一年度になりまして、いわゆる開発と、わが国の手によるそれが一つかなり大き

て、埋藏量一千万キロリットルといふうに言われておりますけれども、この生産が原油換算六千

万キロリットルといふうな数字に達しております。今後も石油開発公団の業務を通じまして、

周辺大陸だな探鉱に努めてまいりたいと思いま

すが、現在六社がその探鉱活動を積極的にやっておりまして、周辺大陸だなでは相当程度の可

能性があるということで、先般御説明いたしましたように、一部技術研究機関の推計によりますと、十億キロリットルを超える埋藏量を発見され

る可能性があるといふうことでもございますので、昭和六十年度の一千万四百万キロリットルの目標といつたものはなお後検討されることになります。

それが、視点を変えれば、私が申し上げたようなことは石油に関する限り非常に国際的に重要なことではないのか、こう思つてますが、当局はどうい

うお考えですか。

○政府委員(古田徳昌君) わが国の石油の安定供給確保策の二つの大きな柱が、一つは、備蓄増強であり、一つは、先生の御指摘になりましたよう

に、石油の探鉱開発の促進といふことでございますが、中でもわが国周辺大陸だな石油資源の開発は、安定供給確保の観点からいきますと、最も効果的な策であるということでございます。そ

ういうことで、私どもとしましても、石油開発公団の業務を通じまして、この数年来積極的に探鉱開発の促進に努めてまいりました次第でございますが、昭和五十年十二月にエネルギー対策閣僚会議で決められました施策の中でも、その点が一つの

重要施策として打ち出されておりますし、かつ昭和六十年度の目標値としましても、一千四百万キロリットルといふうな数値も掲げられておりま

す。

ちなみに、従来の努力の結果昭和五十年度の実績で見ますと、これは原油が七十萬キロリットル、天然ガス二十四億立米といふことで、原油換算しますと三百十万キロリットルといふうな数字になつております。五十一年度になりまして、いわゆる開発と、わが国の手によるそれが一つかなり大き

て、埋藏量一千万キロリットルといふうに言われておりますけれども、この生産が原油換算六千

万キロリットルといふうな数字に達しております。今後も石油開発公団の業務を通じまして、

周辺大陸だな探鉱に努めてまいりたいと思いま

すが、現在六社がその探鉱活動を積極的にやっておりまして、周辺大陸だなでは相当程度の可

能性があるということで、先般御説明いたしましたように、一部技術研究機関の推計によりますと、十億キロリットルを超える埋藏量を発見され

る可能性があるといふことでもございますので、昭和六十年度の一千万四百万キロリットルの目標といつたものはなお後検討されることになります。

それが、視点を変えれば、私が申し上げたようなことは石油に関する限り非常に国際的に重要なこと

ではないのか、こう思つてますが、当局はどうい

うお考えですか。

○政府委員(古田徳昌君) わが国の石油の安定供給確保策の二つの大きな柱が、一つは、備蓄増強であり、一つは、先生の御指摘になりましたよう

に、石油の探鉱開発の促進といふことでございますが、中でもわが国周辺大陸だな石油資源の開発は、安定供給確保の観点からいきますと、最も効果的な策であるということでございます。そ

ういうことで、私どもとしましても、石油開発公団の業務を通じまして、この数年来積極的に探鉱開発の促進に努めてまいりました次第でございますが、昭和五十年十二月にエネルギー対策閣僚会議で決められました施策の中でも、その点が一つの

重要施策として打ち出されておりますし、かつ昭和六十年度の目標値としましても、一千四百万キロリットルといふうな数値も掲げられておりま

す。

ちなみに、従来の努力の結果昭和五十年度の実績で見ますと、これは原油が七十萬キロリットル、天然ガス二十四億立米といふことで、原油換算しますと三百十万キロリットルといふうな数字になつております。五十一年度になりまして、いわゆる開発と、わが国の手によるそれが一つかなり大き

て、埋藏量一千万キロリットルといふうに言われておりますけれども、この生産が原油換算六千

万キロリットルといふうな数字に達しております。今後も石油開発公団の業務を通じまして、

周辺大陸だな探鉱に努めてまいりたいと思いま

すが、現在六社がその探鉱活動を積極的にやっておりまして、周辺大陸だなでは相当程度の可

能性があるということで、先般御説明いたしましたように、一部技術研究機関の推計によりますと、十億キロリットルを超える埋藏量を発見され

る可能性があるといふことでもございますので、昭和六十年度の一千万四百万キロリットルの目標といつたものはなお後検討されることになります。

それが、視点を変えれば、私が申し上げたようなことは石油に関する限り非常に国際的に重要なこと

ではないのか、こう思つてますが、当局はどうい

うお考えですか。

○政府委員(古田徳昌君) 現在、石油開発公団の

探鉱活動に対しまして助成比率は、海外の場合五

〇%となつておりますが、周辺大陸だなの場合七〇%といふことで、非常に重点を置いてやって

いるわけでございます。それから周辺大陸だなで

誘導政策、そういう姿勢が私は欲しいと思うんで

ですが、いかがですか。

の開発の大半は、従来からわが国の石油開発企業の中核体でございます石油資源開発株式会社と帝國石油でございます。そういうことで、この両社を中心いたしまして、さらにそのほかに日本石油開発とか、あるいは西日本石油開発とか、あるいは三井石油開発というふうな大手が最近非常に関心を示しまして、積極的な探鉱活動を計画しておりますので、今年度以降從来に比べますとかなり探鉱活動の水準というのは高まつていくんではないかというふうに考えます。

○矢追秀彦君 法案の内容に入ります前に、初めに主税局長にお伺いしたいんですが、昨日の衆議院の大蔵委員会で、来年度で増税ということについての答弁があつたということがけさの新聞で出ておりますが、これ、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(大倉真隆君) 昨日の衆議院大蔵委員会では、ちょうど一昨日の当委員会で福間委員から御質問受けましたのは同じような内容の御質問がございまして、中期財政収支試算から見るところ、あるときに増税が必要だと思われるがどうか、という御質問に対しても、どうしてもその道を避けて通れないよう思う、ということをお答えいたしました。それでは増税の方向はどうなつておるのか、という御質問に対しまして、現在税制調査会で昨年六月以来審議を願つておりますと、で、中間的な報告は資料としてお出ししてあります。それでは各部会がどうなるかはこれからでした。それでは各部会がどうなるかはこれからであるのか、という御質問に対しまして、それはまさしくそのとおりでございますが、まあ一部会と二部会がそれぞれ分かれで審議をしておられますので、何かの機会にやはり両部会御一緒に全体の予算、あるいは補正、それから今度五十二年度予算が執行されていく、その辺を考えた上でその辺で、何かの機会にやはり両部会御一緒で審議をしておるのか、ということを考えて、その場合に、一部会の報告では、所得税が基本的な租税であるから、仮に負担の増加を求めるにすれば所得税においてこれを求めるのが適当であるという御意見が多いけれども、しかしそれは、まあ私どもが申し上げるのはいかがかとは思いますが、なかなか

か政治的あるいは社会的にその道というのむずかしいのかもしれない、仮にそこがむずかしいといふことになるということになるならば、一部会で申せば法人税、後は二部会で御審議願つている各種の租税、まあそれらをどう組み合わせてどういう選択をしていただかくということにならざるを得ないかと存じます、ということをお答えいたしました。

それではいつごろなんだ、という御質問がございまして、それに対しましては、この各紙の報道の中でもそこまで触れて報道しておられるところもございますけれども、それは経済の体力自身がそういう負担の増加にたえるようになってくれないと、なかなかいつということは申し上げかねる、しかし財政収支試算から見る限りは、何らかの時期に負担増加をお願いせざるを得ない、しかも五十五年度が目標だということになれば、それは経済情勢がそれを許す場合には早くそういう措置をとれれば所要の増税幅はそれなりに小さくて済む。何もしないでいて後ろにしわを寄せていけば、所要の増税幅はむしろ大きくなってしまうといふように考へざるを得ないと思ひます。そこまで申し上げたわけでございます。それを五十三年一度見直すということは、私がお答えいたしましたのは、

○矢追秀彦君 いま言われた経済の体力がどの程度回復するかという点ですけれども、やっぱり一つのめどとしては、この三月、年度末ということは考へておられますか。要するにこの三月末でどうの程度景気が回復してきたか、それで五十一年度予算、あるいは補正、それから今度五十二年度予算が執行されていく、その辺を考えた上でその辺の点はいかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) そこはいまからいろいろな予測は必ずしもできない問題でございますけれども、通常の日程で申し上げますれば、ただいま審議をお願いしております中期税制につきまして、ただいまの税制調査会の委員をお願いしておられます。そのときには何らかの方向づけをしております。そこで、五十三年度に具体的にどういう方向づけのある答申を踏まえて、五十三年度に具体的にどういうことを考へるべきかという手順に、税制だけから申すとなろうかと思ひます。またしかし同時に、十月という時期は、ほぼ五十二年度の経済情勢の推移について前半の感じがつかめる。そこで後半をもう一度見直すということができる時期であるかもしれません。したがつて、それがまた五十三年度にどうつながつて、かという予測も非常に誤差は大きいなりに有る判断ができる時期かも知れません。それらを踏まえながら、特別の事情がない限り、やはり予算是年内に編成するということをございましょうから、十月から十二月にかけて、予算編成の過程で他のあらゆる要素と一緒に、五十三年度の税制改正というのはどういう方向でどの程度のものを考へるべきかということを、大臣の御指示を仰ぎながら詰めてまいりたいというふうな手順になるのではないかと考へております。

○矢追秀彦君 大臣にお伺いいたしますが、いまいろいろお話をされたことを考へますと、やはり間接税と法人税、付加価値税というふうに方向としてはなってくると考えられるんですが、まだこれらいろいろ検討されることは思ひますが、まだどこで付加価値税を考えていくかというふうに決して、付加価値税を考えておられません。

○政府委員(大倉真隆君) 大臣がいまお答えいたしましたけれども、私が福間委員にお答えいたしましたのも、昨日衆議院で社会党の只松委員にお答えいたしましたのも、それから二部会で検討していただいておる諸税と、一部会で申せられたとおりでございます。先ほどの御質問の中にも、付加価値税を考へておられるかといふことに、付加価値税を考へていくかといふふうに、付加価値税を考へておられます。

○国務大臣(坊秀男君) 大体の方向はいま主税局长がお答えしたとおり私も考へておりますが、しからば一税の中でどういったような税を取り入れるべきかと、こういうことにつきましては、こ

れは私は今度の中期税制改正におきましては、税率といつたようなものがたくさんあります。それからまた、資産課税というようなものもあります

が、それらの税の中であらゆるものひつ組上へ乗せてもらいまして、そうして現在の、ことしから来年にかけての経済情勢、それからまた五十五年度の見積もりといったようなものを勘案いたしました。

それではいつごろなんだ、という御質問がございまして、それに対しましては、この各紙の報道の中でもそこまで触れて報道しておられるところもございますけれども、それは経済の体力自身が

そういう負担の増加にたえるようになってくれないと、なかなかいつということは申し上げかねる、しかし財政収支試算から見る限りは、何らかの時期に負担増加をお願いせざるを得ない、しかも五十五年度が目標だということになれば、それは経済情勢がそれを許す場合には早くそういう措

置をとれれば所要の増税幅はそれなりに小さくて済む。何もしないでいて後ろにしわを寄せていけば、所要の増税幅はむしろ大きくなってしまうといふように考へざるを得ないと思ひます。そこまで申し上げたわけでございます。それを五十三年一度見直す

こと、私がお答えいたしましたのは、

○矢追秀彦君 いま言われた経済の体力がどの程度回復するかという点ですけれども、やっぱり一つのめどとしては、この三月、年度末ということは考へておられますか。要するにこの三月末でどうの程度景気が回復してきたか、それで五十一年度予算、あるいは補正、それから今度五十二年度予算が執行されていく、その辺を考えた上でその辺の点はいかがですか。

○政府委員(大倉真隆君) そこはいまからいろいろな予測は必ずしもできない問題でございますけれども、通常の日程で申し上げますれば、ただいま審議をお願いしてお

ります。そのときには何らかの方向づけをしております。そこで、五十三年度に具体的にどういう方向づけのある答申を踏まえて、五十三年度に具体的にどういうことを考へるべきかといふこと

が、それらの税の中であらゆるものひつ組上へ乗せてもらいまして、そうして現在の、ことしから来年にかけての経済情勢、それからまた五十五年度の見積もりといったようなものを勘案いたしました。

それではいつごろなんだ、という御質問がございまして、それに対しましては、この各紙の報道の中でもそこまで触れて報道しておられるところもございますけれども、それは経済の体力自身が

そういう負担の増加にたえるようになってくれないと、なかなかいつということは申し上げかねる、しかし財政収支試算から見る限りは、何らかの時期に負担増加をお願いせざるを得ない、しかも五十五年度が目標だ

といふように考へざるを得ないと思ひます。そこまで申し上げたわけでございます。それを五十三年一度見直す

こと、私がお答えいたしましたのは、

○矢追秀彦君 いま言われた経済の体力がどの程度回復するかという点ですけれども、やっぱり一つのめどとしては、この三月、年度末

といふように考へざるを得ないと思ひます。そこまで申し上げたわけでございます。それを五十三年一度見直す

こと、私がお答えいたしましたのは、

○矢追秀彦君 いま言われた経済の体力がどの程度回復するかという点ですけれども、やっぱり一つのめどとしては、この三月、年度末といふように考へざるを得ないと思ひます。そこまで申し上げたわけでございます。それを五十三年一度見直す

こと、私がお答えいたしましたのは、

○矢追秀彦君 いま言われた経済の体力がどの程度回復するかといふように考へざるを得ないと思ひます。そこまで申し上げたわけでございます。それを五十三年一度見直す

こと、私がお答えいたしましたのは、

○矢追秀彦君 いま言われた絏済の体力がどの程度回復するかといふように考へざるを得ないと思ひます。そこまで申し上げたわけでございます。それを五十三年一度見直す

こと、私がお答えいたしましたのは、

○矢

う。それは、先ほど大臣最初にお答えになつたようすに所得税減税、所得税の増税よりむしろそうでないものをしたい、この方向はいいわけです。

○國務大臣(坊秀男君) 私は、いま財政の責任者としてもらつておりますがけれども、非常に国民にとって関係の深い税を、これをどういう体系にしていくかということを考えるに当たりましては、もちろん私も、私個人の意見というものはないことはございませんけれども、そういうたようなことで、とうていやつていただけるものではない。結局は大ぜいの知恵を出していただいて、つまり最初は税制調査会で知恵を出していただいて、それでございませんけれども、そういうたようなことをやつぱり国民に批判をしてもらわなければならぬ。国民に批判していただくということは、これはやっぱり現在の政治体制においては国会において審議して選択をしていただく。たとえば、たとえばの話でございます。一般消費税と法人税と、これを増税していくことがいいのか、あるいは所得税をじつしていくのがいいのか、あるいはまた、一般消費税を少し広げていくのがいいのかといふようなことにつきましては、これはどんなことがあってもやっぱり国民の選択にひとつよる。選択にひとつお願いするということは、やっぱり最後には国会でお決めをいただくということでござりますから、そこで何と申しまして

もその国民の選択、国会でお選びになるということをまことに御希望されるけれども、私は相手申すけれども、参議院においてはいつも税というのば、年に一度は全然審議なしで採決、後で議論だけやつたと、絶えず日切れ日切れということに押されまして、今年度も来週二、三回の審議でどうも終わってしまわぬきやならぬような情勢にあるわけですが、それはまあ衆議院はかなり議論されていることで、それはもう少いわけですね。もっと早い時点で、いま大臣言われたような、国民に議論をしてもらうと、判断を任せると、ならば、これは相手申すのも、これも大事なことでございまして、それをむしる国会にかけるとか、何らかのいままでとは違ったやり方にしなければ、いま言われたことは、実際具体的に議論する時間はないわけです。その点いかがですか。

○國務大臣(坊秀男君) まことにごもっともなる御意見だとして解釈いたしております。

〔委員長退席 理事官塚進也君着席〕

ただ問題は、私は今度税制改正をするかどうかといふことは別といいたしまして、あるいは予算とか、あるいは税制を翌年度に実施しなければならない、そういうふたうな国政策といふものは、これは何としてもできるだけ早目に原案を決めまして、そうして御批判を願うということでなければなりません。そのなかないものはつくづくつまらないけれども、拡大、均等に努力をしないきやならないと、かように考えております。

○矢追秀彦君 次に、首脳会談について少しお伺いしたいたいんですけれども、拡大、均等に努力をしないきやならないと、かのように考えております。

〔理事官塚進也君退席 委員長着席〕

特に先進国首脳会議が今度ロンドンの会議を控えまして、ある程度今度は日米会談とは違った、ヨーロッパが入ってきますだけにまた厳しい面も出てくるかと思いますが、特に私聞きたいのは、国内需要ですね、国内需要を換起して輸入を拡大するということが果たしてどの程度可能と見ておられるのか、またそれをやるために予算の執行面において、大臣、どういうお考があるのか、この会談を踏まえてお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(坊秀男君) いまの日本の国で大事なことはそこだと思います。さような考え方によりまして、私どもは日本の国内における経済の成長によりまして、来年の御審議というものを見通していかなければならぬ。その上に立つての私は税の案を立てていかなければならぬというところを御存ますと、これはやっぱり税は項目だけ並べて、所得税だ、あるいは法人税だ、あるいは一般消費税だ、あるいは資産課税だといったようなものを上げるだけでは、この税によつてどれだけの税収が求められるかといふことも、これやつぱり私はそういったようなことを決めていくためには大事な大事なファクターだと思います。

そういうようなことから考えますと、一面においては、まだ修正が幸いに行われましたけれども、参議院においてはいつも税というのば、年に一度は補正予算、これを上げていただいた、そこの国の経済をこれを景気を上げるとともに、日本のかつて、そして世界の、何と申しますか、先進国の一として、そして国内の需要といふものを上げることによって、輸出入等のバランスというようなものにも貢献していくことでございまして御批判を願うということは大事なことでございましたけれども、しかし、いま申し上げましたよ

うな、実際経済の動きと、来年の見通しといった

うなものも、これも大事なことでございまして、これ考えてまいりますと、大変どもっともな

うなものにも貢献していくことでございまして、日本行き方といふものをお話し申

し上げまして、各國の御了解を願つて、そしてそ

ういつたような線に沿つてまいりたいと、

かように考えます。

○矢追秀彦君 この景気回復のかじ取りに、非常にむずかしい問題が私は二つあると思います。

一つは、現在の円高ですね。これはやはり日本

の場合は輸入が一次産品が多いですから、結

局は輸出の停滞の方が先にきて、放置した場合は

景気回復の足を引っ張る、こういう可能性が非常

に出てきます。これがずっといまじりじり上が

てきている、この辺を大臣どう克服されるのか。

それからもう一つは、いま言われた五十一年度

予算の後残りの執行、それから補正、さらに五十

二年度予算を先にどんどんやつた場合、いま大体

どこの業界も値上げを無理して抑えてきていま

す。材料が上がっておる、工賃も上がっておる、

しかし製品が売れないと、非常にがまん

してきたのが、いろいろ公共事業でお金がばんば

ん出てきた場合、そこで値上げが起こる可能性が

出でこないか、その辺をどう克服した上で景気

を、いま言われた安定基調を持っていかれるの

か、私はこの辺二つが大きなネックじゃないかな

と思うんですけども、その辺の大臣の考え方をお

伺いしたいと思います。

○國務大臣(坊秀男君) そこが一番むずかしいところでございますね。一般的に申しまして、景気

を上昇させるということ。それから物価を抑えないと、それが単純に考えますと、これは両者が相背反するというふうに考えなければならぬ。そこで、景気を回復しつつ、しかも物価を抑えしていくことが、一番むずかしいところでございまして、実際その実を上げていくのにはどうすればいいかということでおざいますが、今度の予算なり、税制なりといふものが、言うなれば中途半端じゃないかというような御意見も、私はいまのこの状態、この実情に即しましてもうぎりぎりこれよりほかにないと思つてつくったのでございますが、そこが見方によりますれば、常に短かしたすきに長じしないかと、いうような御批判も受けるわけでございますが、まあこのぎりぎりの予算なり、税制なり、政策の運営をすることによりまして、何としてもこの目的を達成してまいりたいと、かように考えておられます。

すれば、増税をする必要はないわけでございま
す。しかし、現在の見通しでは、五十二年度にお
きまして、さほど原重油の輸入量がふえるという
ことは余り期待できないというのが第一でござい
ます。第二には、もし財源が足りない場合には一
般会計から繰り入れたらどうかという点でござい
ますけれども、これにつきましては、一般会計の
財源が非常に苦しい。その三分の一が国債で賄わ
なければならぬというような現状からいたしま
すと、これはほとんど無理ではないか。また第三
には、この会計の歳出を削る点につきましては、
石油備蓄対策等の財政需要を削減するということ
は非常にむずかしいという点がございまして、そ
のような意味で現下の財政事情からして、増税が
やむを得ないというふうに判断した次第でござい
ます。

○矢追秀彦君 この関税率審議会において検討期間を考慮して二年に限り輸入関税の引き上げもやむを得ないと。いま三年と言われましたですね。これ二年でいいわけですか。いま三年かかるとおっしゃった、備蓄の問題では。そうしたらもう一年要るんじゃないですか、いまのお話だと。

○政府委員(古田徳昌君) 原重油開港税の引き上げによります財源措置につきましては二年間の暫定措置という形になつておりますが、基本的に総合エネルギー政策の中での備蓄政策あるいは石油開発政策の位置づけ、さらに全体としましての財源措置につきましては、これから二年間の間に全面的な検討を行うということで、現在すでに通産省としましては総合エネルギー調査会の場におきましての検討を開始したところでございます。その検討の結果に基づきまして、この二年間の暫定措置の後の財源対策についての方向が打ち出され得るものだというふうに期待しております。

○矢追秀彦君 その二年間で実際できるのかどうかですね、そのエネルギー対策が。というのは、四十二年の総合エネルギー調査会の答申によりますと、昭和六十年度に三〇%の自主開発原油を目指す、それが四十年には一三%が五十年度は逆に八・八%と減少しておるわけです。そうすると、六十年に三〇%というのが、このままでいきますと非常に無理と考えられるわけです。いま言われたこの二年間の間にこれだけの自主開発原油ですか、非常に不安に思うわけですから、その点はいかがですか。

○政府委員(古田徳昌君) 総合エネルギー調査会の答申を受けまして、四十二年の十月に石油開発公団が発足したわけでございますが、その後の石油開発公団の活動を中心としまして、わが国の実現のために積極的に財政資金による助成も行っていく必要があるというふうに考えておる次第でござります。

主開発原油の総量は逐次増加してきたわけでござります。昭和五十年度には二千三百万キロリットルに達しております、比率は八・九%というふうになつておりますが、この比率が、先生御指摘のように数年前に比べて若干むしろ低下している面は確かにございます。これはその間の石油の需用量の伸びが当初予想したよりも非常に急速であつたということの反映ではないかというふうに思つております。ただ、この公団の開発の成功率の状況を見ますと、油田の発見率が六%ということです、世界平均の一・七%よりもかなり高いというふうな形になつております。こういう面では、石油開発公団を中心とします海外開発自体は円滑に実施されてきたといふうに見られるのではないかと思ひます。

ただ、一九七一年のテヘラン協定以降、OPECの活動が非常に活発になりまして、そのためには世界的な産油情勢が非常に変化したというふうなことで、その情勢の変化が背景にあります。必ずしも海外開発の促進が当初予想したよりも急速に伸びなかつたということはあるかと思ひます。しかしながら今後につきましても、安定供給の確保の観点からしますと、自主開発原油の確保はまず何よりも第一に必要な手段でございますし、それから長期的な観点からしますと、世界の石油の一割を消費しているわが国としましては、資源の発見のための努力というのは国際的な責務でもあるうかというふうに考えておるわけでございまして、ただしその三〇%の目標値をどうするかというふうなことにつきましては、今後の石油情勢等との関係も考えながら、先ほど言いましたエネルギー調査会の中での検討を経て結論が出されていくのではないかというふうに考えております。

○矢道秀彦君 石油開発にリスクが多いのを認めますけれども、五十二年度でもその出資金は五百四十五億円も出しているわけですね。かなり大きな金額が出されておりながらさつき言ったようなデータでありますし、非常に石油開発公団の機構

あるいは予算の執行、開発会社等のいろいろな改善をもつとしなければならぬのじゃないか、お金もかなり使われておるわりに成果が上がっていない、もちろんむずかしい点わかるんですよ。だけれども、まだまだ改善する点は相当あるのではないか、こう思うんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(古田徳昌君) 昭和五十二年度の石油開発公団に対します資金供給は、先生ただいま御指摘のように、総額は五百四十五億円となっておりますが、そのうち開発のための原資となりますのは四百三十二億円でございます。石油開発公団の事業は、いろんな事業活動の中でも最もリスクの高い石油産業の探鉱部門を中心といたしておりますので、その成果につきましては、先ほど申し上げましたように、世界的な平均から見ますと、成功率は高くなっていますが、一般的な産業との比較で考えますと、非常にそのリスクの高さは見られるわけでございます。ただ、今後の石油開発公団の探鉱活動の促進につきましては、先ほど言いましたように、いろんな観点から今後なお積極的に推進していく必要があるわけでございまして、この成功率をできるだけ高めるように、対象として選定しますプロジェクトを十分厳選していくというふうなこと、あるいは助成措置ができるだけ効率的な形に持っていくというふうなことも必要になってくるのじゃないかというふうに考えております。

○矢追秀彦君 時間がありませんので、大蔵省に

お伺いしたいんですけれども、この原重油関税は石炭石油特別会計の財源になつております。

百億円、石油が六百八十億円、しかもその石炭勘定の方は予算の約半分が公害対策費、産炭地域振興対策費、炭鉱離職者援護対策費等のいわば後ろ向きというか福祉面、そういう面に使用されておるわけです。石炭の現状から言えば、これはやむを得ないと思いますけれども、果たしてその石油にかけた関税を、そこで入れた収入を、歳入をそういうふうなことにして使うことはいいのかどう

か。先ほど来言いましたように、無税であるべきと答申されておるのに、当面の財政経済事情ということが言われておるわけですから、果たしてそれは許されるのかどうか。というのは、石炭が今後これをやることによって本当に立ち直つて、昔のようにまではいかないかもしませんけれども、このエネルギーの対策になるのかどうかが非常に疑問に思うわけですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(加藤隆司君) 石炭特会ができましたときの考え方、申すまでもございませんが、国内のエネルギー、なかなか石炭の保護と、それから国産原油の奨励というような観点で、全体のエネルギーの中で石炭のウエートが非常に高かつたと。それを保護するということで、石炭特会が関税を財源として始まったわけでございます。これが、四十五年の前後にOPECの前回のいろんな問題が起つた際に、財政制度審議会で議論いたしました。そして、この五十二年度予算編成の過程で、通産省にいろんな関税に財源を求めるか、あるいは他の財源を求めるか、いろんな議論があつたわけでございます。これは五十年度の編成のとき、五十一年度編成のとき、前二回やりまして今回三回目であるわけですが、われわれいろいろ検討したわけでございますが、経済の状況が非常に石油設備で、石油というエネルギーを含めた総合的なものに改組していくという、そういう考え方でございました。現在の石炭石油特別会計が関税を特定財源とするエネルギー特会として存在しておるわけでござい

ます。それでこの数年ごらんいただきますと、石炭

占めているわけですが、それを一体どう考えるのかという、そういう非常にむずかしい問題に逢着したわけなんですが、現実的な処理をせざるを得ないんじゃないかな。緊急的な財政事情は片っぽに

出てきた。片やいろんな背景を背負った石炭のい

ろんな問題、そこに伴う財政事情が現存しておる

わけでございます。そういうものの大がかりな抜本制度改正というのも果たして解決できるであ

るか、いろいろな議論になつてしまいまして、五

十年、五十一年のよう結局積極的な施策がとれ

ないかもしれない。そこで現在の制度を活用する

といふことによって活路を見出すべきではないだ

ろうかというような考え方、これは通産省もそ

う考えたわけでございますが、そういうようなこと

をして、ただいまの石炭特会の最近の、石炭勘定の

ただきますと、必ずしもそれだけではなくて積極面もあるわけでございますが、いろいろ見方がありましても、そういうようなことで最も現実的であります。

○矢追秀彦君 時間がありませんので、一つは、

ためにしろというか福社面が多いわけですか

が、仮に二年後これが廃止された場合、特別会計はどうされるのか、歳入をですね、財源をどこに求

められるのか。

それからもう一つは、これは大臣最後に二年後にはやはり廃止される決意なのか答申の線で。それをする場合の二年間のエネルギー対策の確立はきちんとできるのかどうか、その点をお伺いしたい。

それから、まとめてもう一つ、これ印紙税のこ

とちょっと一言伺つて終わりますが、時間ですか

ら、銀行振り込みについて伺いたいですが、振り込み金の受け取りの印紙税がもし今回改正になつた場合、振り込みの手数料と関係がないのかどう

か、いま百五十円で大体送つていますよね。それには絶対影響出ないのかどうか、その点はどういふうになつてあるか。それだけ印紙税関係お伺

いして私の質問、時間ですから終りたいと思いま

ます。

○政府委員(加藤隆司君) 前段の方の御質問、大臣が答弁される前に若干技術的なことを申し上げたいと思いますが、関税率審議会の答申は、廃止するという表現ではなくて、検討するという表現になつております。それで現在通産省の方で総合

エネルギー調査会の基本問題懇談会で、二年間かけて原子力まで含めた総合エネルギーの需給の問題、あるいは国民的なアセプタントの問題を

検討しようということで、先ほども通産省の方から答弁がございましたが、そういう総合エネルギー

一体系の中で、この特別会計をどういふうに持つていくべきであるか、あるいは現在特別会計に

直入しております特定関税をどうするかというこ

とを検討したいということで、この国会が終わり

次第関係各省が鋭意検討にかかるというような段階でございます。

○政府委員(後藤達太君) ただいまの銀行の振り込み手数料の関係でございますが、現在の振り込み手数料の百五十円と申しますのは、四十八年からやつております料金の手数料でございまして、その前は百円でやつおりました。四十八年どろにいろいろな物価の関係等を見て銀行が直されたものだと思います。これは銀行がそれぞれ決めておることでございまして、役所の方で介入をいたしませんことですが、やはりこの印紙税の関係もそのコストの一つではございますから、やはり将来この手数料をどうするかということを銀行が検討します場合には、その一つの要素にはなるだらうと思います。ただ、ただいまのところ銀行がすぐこれを上げるとか考へておるという話は聞いておりません。そのような状況でございます。

○矢追秀彦君 これはあくまでも銀行局としては指導はできないわけですか、あんまり急に上げるなどか。いま全然関係ないとおっしゃったでしょ。それは全然今まで介入してこなかつたといふことは、まあこういう問題もなかつたからだと思います。すけれども、今回これ上がつたと、だから直ちに手数料値上げということは十分注意しろとか、そういうふうな指導はされますか、されませんか。

○政府委員(後藤達太君) 基本的に私ども介入をいたしてまいりません。ただ、いま先生のような御議論がござりますれば、その御議論があつたことは銀行には伝えておきます。

○矢追秀彦君 大臣、いいですか、二年間。

○國務大臣(坊秀男君) 暫定期間の二年が切れた後どうするかと、どういう御質問かと思ひますが、方を初め広く検討を行いまして、費用負担の裏づけを確立するよう努力してまいりたいと思っております。通産大臣の諮問機関である総合エネルギー政策会議について国の財源対策その他の調査会に専門の分科会を設けて御審議をお願いしておるところでございます。したがって、現在

の段階であらかじめ方針を決めまして、そこで申し上げるところまではいっておりませんが、いずれにいたしましても、石炭石油対策の遂行に支障のないよう必要な財源確保に努めてまいるつもりでございます。

○委員長(安田隆明君) 委員の異動について報告いたします。

本日、近藤忠孝君、岩動道行君、藤川一秋君及び鶴崎均君が委員を辞任され、その補欠として、安武洋子君、望月邦夫君、坂元親男君及び初村滝一郎君がそれぞれ選任されました。

○渡辺武君 最初に、前回に続きましてつむぎの問題について若干伺いたいと思うんです。

前回も私申しましたけれども、いまのガットの東京ラウンドの交渉の中で、アメリカ側からもE.C.側からも、ガットのセーフガード条項、これの適用の、何といいますか、柔軟な適用という問題が提起されており。個々の品目については賛成反対いろいろあるだらうと思ひますけれども、私は、これはやはりこの大きな不況の中で、発達した資本主義国の中でも非常に大きな経済的な格差が生まれているし、同時にまた産業部門間の格差も非常に生まれているという状況のもとで、また他方では発展途上国との工業的な発展というような問題もあって、恐らくこういう問題が提起されるのも時の勢いだというふうに考へざるを得ないわけです。恐らく政府当局としても、この東京ラウンドの交渉の中でこうした問題について何らかの対応をしなきゃならぬという状態に立たされていられるんじゃないかというふうに思ひます。

ところが、一方でいま韓国産のつむぎの輸入によって大きな打撃を受けているつむぎ産業、特に大島つむぎですね。これは大臣も御承知のようになります。もう二百年の伝統を持つた本当にもう手工業の技術に立脚した産業なんです。私も現地へ行つて視察して非常によくわかりましたけれども、とにかく染料にしましても木を長時間煮て染料をつくり、有名などろ染めと称して、どろの中で何回もつむぎをもんで色をつけるというようなことをやっておりますし、織りの技術も非常に複雑であります。その結果、こうした状態なんですね。そういう産業のつくった物を大体今まで自由化したことがそもそも間違いだというふうにしますけれども、これがいま大きな打撃を受けているところで、私はガットに自由貿易主義のたてまえを維持するためにもセーフガード条項というのがあるわけですから、こうした事態に陥つていては、その手の技術に頼る、こういう状態なんですね。そういう点で対処していくのが現在とるべき筋ではなかろうかと、かように考へております。

○政府委員(旦弘昌君) 輸入制限をいたします乎段としてはいろいろなものがあるうかと存じます。ただいま先生が御指摘になりました大島つむぎ等のつむぎの織物につきましては、私どもが了承しておりますところによりますと、通産省が主体となりまして、韓国政府との間に数量的な自貿法があるのかないのか、これをまず伺いたいと思います。

○渡辺武君 いや、その韓国との間の政府間の交渉ですがね、前回も伺いましたが、前年度よりもまたカットダウンしていま交渉中だということなんですね。ところで五十年度も大体まあ三十万反といふところが交渉内容だったと思うんですけど、そういう点で対処していくのが現在とるべき筋ではなかろうかと、かように考へております。

○政府委員(旦弘昌君) 輸入制限をいたします乎段としてはいろいろなものがあるうかと存じます。ただいま先生が御指摘になりました大島つむぎ等のつむぎの織物につきましては、私どもが了承しておりますところによりますと、通産省が主としていただくような話が現在も進行中でありますし、また五十年分につきましてもその話し合が成立しておるよう聞いております。そのよう話を合いでよります輸入の規制と申しますが、それをいたしましてこれを関税を引き上げるとか、そういうような方法が一つございます。それからもう一つの方法といたしましては、急に、あるいは一つの方法といたしましては、急に、ある品物がフラッシュしましたときに、関税の措置といたしましてこれを関税を引き上げるとか、そういうような方法で対処する方法があらうかと思ひます。その制度につきましては、現行の関税定率法の九条の二といふところで、一定の条件がござりますけれども、「特定の種類の貨物の輸入が

増加し、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与えた、又は与えるおそれがある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは」これをストップするという規定がございます。そのような規定はすでに現存しておりますところでございます。で、私どもが考えますところでは、このような緊急關稅の措置をとるのも一つの方法でございますけれども、現在せつかその数量的な自主規制につきまして話し合が進んでおるところでございますので、しかもその方法はかなり効果のある方法でございますので、そういう点で対処していくのが現在とるべき筋ではなかろうかと、かように考へております。

○渡辺武君 いや、その韓国との間の政府間の交渉ですがね、前回も伺いましたが、前年度よりもまたカットダウンしていま交渉中だということなんですね。ところで五十年度も大体まあ三十万反といふところが交渉内容だったと思うんですけど、そういう点で対処していくのが現在とるべき筋ではなかろうかと、かのように考へております。

○政府委員(旦弘昌君) 輸入制限をいたします乎段としてはいろいろなものがあるうかと存じます。ただいま先生が御指摘になりました大島つむぎ等のつむぎの織物につきましては、私どもが了承しておりますところによりますと、通産省が主としていただくような話が現在も進行中でありますし、また五十年分につきましてもその話し合が成立しておるよう聞いております。そのよう話を合いでよります輸入の規制と申しますが、それをいたしましてこれを関税を引き上げるとか、そういうような方法が一つございます。それからもう一つの方法といたしましては、急に、ある品物がフラッシュしましたときに、関税の措置といたしましてこれを関税を引き上げるとか、そういうような方法で対処する方法があらうかと思ひます。その制度につきましては、現行の関税定率法の九条の二といふところで、一定の条件がござりますけれども、「特定の種類の貨物の輸入が

つてきているんじゃないかということも言つています。現にみやげ品と称して飛行機などで持つてくる、あるいは郵便で送るというようなものもずいぶんあるようあります。大蔵省に資料いただいているんですけれども、何か一度昨年の十二月にサンプル調査をやつたと言いますが、これちょっとと説明していただけませんか。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御質問のありました大島つむぎの旅行者による携帯輸入の事例につきましては、私ども現場の税關の職員に、経験によりますと、その実績はごく少ないと、いうふうに判断しておったのでございます。しかし、通産省等の関係省から行政的にに基づきまして、大島つむぎのその携帯輸入の輸入量の実態調査につきまして御依頼もありましたので、それから私どもの経験値による推測とどういうふうなことになるのかという観点から、昨年の十二月に旅客等の協力を得まして、韓国産の本場大島つむぎ類似品等の実態調査を実施したところあります。この調査方法は、韓国から入国いたします旅客に対しまして、本場大島つむぎ類似品及びその他のつむぎという品目を特掲しました携帯品の申告書を特に配付をいたしまして、それに記入していただきまして集計したものでございます。その結果、本場大島つむぎ類似品と申告のあつたものは全部で五百二十八反でございました。その中には一反三万五千円未満のわりあい安いもの、これが約七五%でございました。

○渡辺武君 向こうの賃金は日本の労働者の賃金の三分の一以下だと普通言われてるんですね。実際もっと安いだろとうと言われているんです。ですから、三万五千円未満のものは本場大島つむぎ類似品とは考えられないという、そういう受け取り方もちょっとわれわれとしては承知でございました。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま私の申告したのは、この三万五千円未満のものは本場大島つむぎ類似品とは言えないと申したのではなくございませんで、本場大島つむぎ類似品と申告されたものが

五百二十八反ございまして、その中で比較的安いものが七五%を占めておったということをございます。この安いものも本場大島つむぎ類似品といふことで申告されたものでございます。

○渡辺武君 いや、あなたの方からいただいたることは、大島つむぎ類似品とは考えられない一反三万五千円未満のものが約七五%を占めている、書いてあるから伺つた。これはあなたの答弁でありますね。

○政府委員(旦弘昌君) 私が申し上げたとおり、申告がありましたのは、本場大島つむぎ類似品として申告のあつたものがそれでありますということであります。その中で三万五千円以下の価格のものがこれだけありましたということを申し上げておるわけでございまして、それが実際に本場大島つむぎ類似品であるかどうか、それはまた申告がありましたら、そういう事実であったということを申し上げておるでございます。

○渡辺武君 これはどこで調べたのですか、空港で調べたのですか。

○政府委員(旦弘昌君) これは空港だけでございませんで、羽田、伊丹、福岡——これは空港でございます。それから下関の海港でございます。

○渡辺武君 それにしてしまっても一ヵ月五百二十八反というのは、さつきも言いましたが、業者の言つてはいるのとはすいぶんかけ離れている感じが強いでですね。やはりこういうようなものについても、私はもつと身を入れて調査すべきじゃないかと思ひますけれどもどうでしよう。

○政府委員(旦弘昌君) その点につきましては、私どもとしましては、この携帯品の輸入につきましては、私どもの職員の從来の勘と申しますか、推測とさほどかけ離れたものではない、かように考えております。しかし、この大島つむぎの分類上、この商業輸入の分類上、このつむぎだけをえり出すといふことが從来の分類ではできなかつたのでござります。したがいまして、この大島つむぎを含みますつむぎ織物につきまして正確な数量を把握した

いと、統計上も把握したいということで、昨年分類を改正いたしまして、絹織物の中ではより加工のもの、あるいは紋織りのもの、これ以外のものであります。

○渡辺武君 いや、あなたの方からいただいたのも、あわせて加工のもの以外の中につむぎ類が入りますのには、大島つむぎ類似品とは考えられない一反

三万五千円未満のものが約七五%を占めている、書いてあるから伺つた。これはあなたの答弁でありますね。

○政府委員(旦弘昌君) 私が申し上げたとおり、申告がありましたのは、本場大島つむぎ類似品として申告のあつたものがそれでありますということであります。その中で三万五千円以下の価格のものがこれだけありましたということを申し上げておるわけでございまして、それが実際に本場大島つむぎ類似品であるかどうか、それはまた申告がありましたら、そういう事実であったということを申し上げておるでございます。

○渡辺武君 ところで先ほどの御答弁を伺いますと、政府間で協定しているからそれに任せたい。

しかし、国内法としては緊急關稅の措置ができるのだということで、それ以外には国内立法なりますね、こういう緊急に入ってきたものについてです。

○政府委員(旦弘昌君) その他の方方法をいたしましては、あるいはこれは通産省の関係かとも存じますね、こういう緊急に入ってきたものについてです。

○渡辺武君 ところがこれは通産省、どうですか。

○政府委員(旦弘昌君) 御指摘のように、輸入貿易管理制度等を引用することによりまして輸入を抑制することは可能かと思います。

○渡辺武君 輸入制限をすることが可能だとおっしゃつたんですか。よく聞こえなかつたんだが。

○説明員(保延進君) 制度的には可能と思いますが、輸出入貿易管理制度の規制などの方法があるかもしれません。

○政府委員(旦弘昌君) その他の方法をいたしましては、あるいはこれは通産省の関係かとも存じますね、こういう緊急に入ってきたものについてです。

○渡辺武君 それでしましても一ヵ月五百二十八反というのは、さつきも言いましたが、業者の言つてはいるのとはすいぶんかけ離れている感じが強いでですね。やはりこういうようなものについても、私はもつと身を入れて調査すべきじゃないかと思ひますけれどもどうでしよう。

○政府委員(旦弘昌君) その点につきましては、私どもとしましては、この携帯品の輸入につきましては、私どもの職員の從来の勘と申しますか、推測とさほどかけ離れたものではない、かように考えております。しかし、この大島つむぎの分類上、この商業輸入の分類上、このつむぎだけをえり出すといふことが從来の分類ではできなかつたのでござります。したがいまして、この大島つむぎを含みますつむぎ織物につきまして正確な数量を把握した

この前も御説明申し上げましたように、韓国との協定によりまして輸入の抑制を図つておるわけでございますが、韓国側は、協定を守つておるといふことにつきまして、わが方はたびたびいろいろ

の邊の心証は得ておるわけでございます。したがいまして、今後ともこの方法を続けていくこと

が、日本と韓国との貿易の円滑性の維持という点

から考えて妥当ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○渡辺武君 これは大蔵大臣に伺いたいのです。が、先ほど答弁のあつた緊急關稅について、つまり關稅率審議会の第九条ですね、それについては大蔵大臣がこの実情を調べて、そうして必要があれば關稅率審議会に諮問をするという措置がとられました。それで、いつまでにこの緊急に入ってきたものについてです。

○政府委員(旦弘昌君) その他の方法をいたしましては、あるいはこれは通産省の関係かとも存じますね、こういう緊急に入ってきたものについてです。

○渡辺武君 それにしておるところでは大分食い違いますね。やはり業者がいま非常な窮屈な状態に陥っているところと政府側の見ておるところは大分食い違います。

○説明員(保延進君) 御指摘のように、輸入貿易管理制度等を引用することによりまして輸入を抑制することは可能かと思います。

○渡辺武君 輸入制限をすることが可能だとおっしゃつたんですか。よく聞こえなかつたんだが。

○説明員(保延進君) 制度的には可能と思いますが、輸出入貿易管理制度の規制などの方法がある。やはり業者がいま非常な窮屈な状態に陥っているところと政府側の見ておるところは大分食い違います。

○渡辺武君 そうしますと、政府間交渉で取り決めても、事實上はそれが守られていないという訴えが非常に強い。現に現地のメーカーはこれはもう在庫がふえちゃつて非常に危険な状態になつてきている。もちろん不況という状態もありますけれども、外國からの輸入でそういう状態になつてきているということは、やはり業界の存立そのものにかかる重大問題です。もしそういう国内法があるならば、それを發動して、この輸入制限措置、これを講すべきじゃないかというふうに思ひます。したがいまして、この大島つむぎを含みますが、いかがです。

○説明員(保延進君) この問題につきましては、

したいと、こういうふうに言われておるので、私もそれが一番最善の方法かと考えます。

そこで、いますぐそれじや何か法的措置を講じ

たらどうかと、こういうお話をございますが、いましばらくこれはやっぱり話し合いをとことんま

でやっていきたいと、かように考えております。

○渡辺武君 それでは、次に原重油関税の問題について伺いたいと存じます。

今度の原重油関税の引き上げ、私の記憶ですと十四年ぶりの引き上げになるわけですねけれども、これで増収額は一体どのくらいになるんでしょう

か、今年度、来年度ともに。

○政府委員(旦弘昌君) まず五十二年度の増収額でございますけれども、今般の引き上げによりますものが二百八十億円でございます。

それから、いわゆる低硫黄原油の減税を廃止いたしました分が六十億円でございますので、合わせて三百四十億円の増収であります。これを含めまして五十二年度の予算の原重油関税の収入額といったしましては千八百三十五億円でございます。

第二の、五十三年度の税収は幾らになるかとい

う御質問でございますけれども、これはまだ五十三年度の原重油の輸入量がどのくらいになるかと

いうことは、私どもは推計をいたしておりませんので、その数字は現在持っております。

○渡辺武君 先ほどほかの委員からも御質問がありましたが、ガットの東京ラウンドですね、日本がいわば主唱国で進めなきやならない立

場にある、いわば関税の大引き下げというのがその一つの重要な内容になっているわけですが、まさにそういう時期に、我が国がこうして関税率を引き上げる、ちょっと解せないところがあるわけですね。で、関税率審議会の答申を見てみますと、「基本的には無税が望ましいとの立場に立つて」おるということを最初に言つて、最後にもその原重油関税は「基本的に無税が望ましいとの立場に立つてその関税の引下げを強く要望する」ということも書いてあるわけですね、それを二年間

の措置ではあるけれども、こうして引き上げる。一体なぜこんなことをなさるのか。この使い道は石油の備蓄のためだというふうに言われております。

○政府委員(旦弘昌君) まずガットとの関係でござりますけれども、なるほど現在の東京ラウンドにおきましては、関税率の引き下げに向かいまして、ガットで努力をしておるところでございます。

さあ、先般のケネディーラウンドの際にもこの引き下げが行われたわけでございますけれども、その際には、この原重油関税につきましては、アメリカも日本もその対象から外して、それはガットでも認められたのでございます。わが国の石油関税につきましては、これは財政関税でございますし、その財政関税は、ガットの規約の中においても認められておりますものでありますので、そういふ扱いになったものでございます。

それから第二の、今般のこの答申の中におきまして、御指摘のように、関税率審議会は、從来から原重油関税につきまして、基本的に無税が望ましいという立場に立つて政府に意見の表明を行つてきましたといふのは、おっしゃるおおりでございます。しかしながら、原重油と申しますか、石炭、石油対策の緊急性、特に石油の備蓄、あるいは探鉱の必要といふような点から考えまして、特に暫定期間二年に限りまして、暫定措置としてこの引き上げもやむを得ないといふこととの御答申をいただいたのでございます。

それから、さらに御指摘のように、そのなお書きにおきまして、この二年間の抜本的検討を行うに当たりましては、当審議会としては、從来からたびたび言及しているように、原重油関税は基本的に無税が望ましいといふ立場に立つておるのは、その御指摘のとおりでございます。

○渡辺武君 使い道……。

○政府委員(古田徳昌君) 今度の原重油関税の引き上げ措置によりまして、五十二年度の石炭及び

石油開発の促進でございますが、それが百九十九億円、それから石油対策のために六百八十一億円ということになります。

石油対策について内容を御紹介いたしますと、石油の備蓄増強対策、それが五十一年度百一億円でございましたが、一百四億円ということで倍増いたしております。この中身の主なものとして二つあります。一つは、共同備蓄会社の促進のために石油開発公団から出資を行いますが、それが四十億から九十六億にふえております。それから石油備蓄のための原油代金に対しましての利子補給を四%から四・五%に引き上げるということです、五十五億円から百四億円にふえております。

それから二番目の大きな柱としまして、石油の探鉱開発の促進でございますが、これは石油開発公司に對します出資額としまして、五十二年度の二百七十七億から五百四十九億、これは探鉱投融資のほか債務保証金等も加えまして四百四十九億というような数字になつております。

が、その他の項目を合わせまして、石油対策費全体が四百八億から六百八十一億にふえているといふようになります。

○渡辺武君 その石油備蓄のために石油精製会社に利子補給をやると、金額百四億円と、ずいぶん大きな額だなあと思われるを得ないです。それからこの共同備蓄会社に九十六億円出資するといふことになつておるわけですね。大体大企業に対するところになつておるわけですね。

○政府委員(古田徳昌君) 日本のエネルギーの供給構造が七三ないし七四%石油に依存し、かつそのほとんどが海外に依存しているというふうな

非常にいわば供給構造として脆弱性を持っているということから、石油備蓄を促進するということが出てきているわけでございまして、これはヨーロッパないしアメリカにおきましても同じような

必要性があつてそういうことを政策として打ち出しているということでございます。九十日につい

て理論的にどの水準が妥当かということは、これ考え方としては全く同じでございますが、実態的な必要性があつてそういうことを政策として打ち出しています。西欧諸国がいずれも九十日以上の水準に達しますと、やはり六十日では不足だというふうな反対派が一つあるわけでございます。それからもう一

つは、西欧諸国がいずれも九十日以上の水準に達しているというふうなことも参考にしながら、九月省が一つあるわけでございます。それからもう一

つは、西欧諸国がいずれも九十日以上の水準に達しています。西欧諸国がいずれも九十日以上の水準に達しますと、やはり六十日では不足だというふうな反対派が一つあるわけでございます。それからもう一

つは、西欧諸国がいずれも九十日以上の水準に達しますと、やはり六十日では不足だというふうな反対派が一つあるわけでございます。それからもう一

たしましたけれども、今後三年間の間に二千三百万キロリッターワン分のタンクを建設すると必要資金が一兆六百億に達するというふうなことになつておりまして、企業独自での負担では非常に困難な水準であるというふうなことで、私どもとしましては、財政的な助成を図つていきたいというようふうに考えておる次第でございます。

シンシャー構想に基づくものだと見るのが私は当然だと思うんですね。

ところで、このキッシンジャー構想でされども、あのときにキッシンジャーが言っておられますように、産油諸国に対しても対決的な態度でこの緊急時に石油の備蓄をしておかなきゃならぬのだというようなことを言っているわけとして、

いことじやないかというふうに思ふんですよ。
ところで伺いたいことは、いま申し上げました
ように二千三百万キロリットル今後も備蓄しなき
やならぬと、ずいぶんべらぼうな備蓄基地をつく
らなきやならぬだらうと思いますけれども、いま
どういうところにそういう基地を設定しようとし
ているのか、あるいは設定しつつあるのか、その

日本海の方へ手を伸ばしているとこの一つのあらわれだろうと思ひます。しかし同時に、私は四国、九州、沖縄、これが石油備蓄の一つの大きな目標地点になつてゐるんぢやないかという気がするんです。たとえば志布志湾の開発計画ですが、昨年の六月に県が第二次案を出しました。その中に一千万キロリットル、いわば世界最大の備

（波江正春） 私も石油儲蓄が全然必要でないな
んということを言おうとしているわけではないん
です。それは、確かに日本のように輸入石油に非
常に依存して、国内エネルギーの自給率一〇%を
割っているというふうな、そういう異常な事態で
すから、多少の備蓄は持たなければならぬ、これ
は明らかですよ。しかし、その一九七四年の二月

やはりこれが發達した資本主義国を中心におあい
う新興の産油国、これに對して対決していくとい
うことが基本にあってのことじやないかといふ
うに思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(古田徳昌君) 産油国との關係につき
ましては、現在国際經濟協力會議、いわゆるシエ
クで産油国及び消費国の會議が継続的に行われて

○政府委員(古田徳昌君) 二千三百万キロリットルを全体としては五十四年度末までに建設する必要があるわけでござりますけれども、企業ベースで大体その半分程度は達成されるのではないかと、いうふうに考えております。現在企業が製油所の敷地として持つたりしている場所があるのでござい

蓄基地をつくるのを一項目入っているんで
すね。それから鹿児島県の喜入の日石の基地、こ
れも一千万キロリットルの貯油施設に拡充すると
いうことを発表して、いま着々実施に移している
という状況ですし、沖縄の方は例の平安座と宮
城、あの島にCTS計画、これもこの間、県知事
と会社の方が公害防止協定を結んでいよいよこれ

に、ワシントンで石油消費国会議がアメリカの呼びかけで開かれて、そしてここで、先ほど言い間違えましたがIEAですね、国際エネルギー機関、これの設立と国際エネルギー計画の構想がいわば採用された。この国際エネルギー構想の第二条でしたかな、国際エネルギー計画ですね、これの第二条で、九十日分に相当する緊急時備蓄というものが加盟国に義務づけられているという事実はあるでしょう。今度の措置はそれに基づいているんじゃないですか。

○政府委員(古田徳昌君) IEAの第二条で、努力目標として九十日ということは掲げられており

いることは御承知のとおりでございます。その場におきまして産油国と消費国との協力関係が具体的な形で詰められていくというふうになるんではないかと思います。

それからもう一つ、現在IEAにはフランスは参加しております。先生御承知のとおりフランスは参加しておりませんが、フランスも備蓄強化策を積極的に講じまして、現在の備蓄水準は九十七日ということがなっておりまして、国際的な考え方からしましても、やはり実態的判断として九十日程度の備蓄を持っておくというのが最近の一般的な傾向ではないかというふうに考えております。

ざいますけれども、そういうところで大体半分程度は建設されるということで、私どもが考えております共同備蓄会社構想として基地の建設は大体一千万キロリットル前後がめどになろうかと考えております。

それから、備蓄基地につきましては、これは現 在石油関係企業が各地で話し合いや適地調査を行っているところでございますが、いずれにしましても、この立地は地元の理解と協力が前提ということです。されば、私どもとしましてあらかじめどの地点というふうな決め方にはしておりません。そもそも日本の備蓄増張計画は、国家備蓄といふことではなくて、企業の備蓄を義務づける

も実行に移されるんじないか。それから四国の高知県の宿毛湾等々、数え挙げればたくさんあるわけですね。大体そういう方向がこの九十日間の備蓄ということのために目指されている地域いやなかろうかと思いますが、その点どうですか。

○政府委員(古田徳吉君) 先生御指摘の地点につきまして、たとえば県の開発計画等で石油貯蔵施設の建設が取り入れられていることは私どもも承知しておりますが、具体的にどういう形でそれが進展いたしますか、それにつきまして私どもとしても地元と県、それから関係企業との話し合いの推移を見守りたいと思います。

なお、私どもの現在行つております九十日備蓄の達成のための施策は、先ほども御説明いたしましたように、日本経済のエネルギー供給構造の実態的な判断からいうことが主体でございます。○渡辺武君　まあ、日本には日本の立場も確かにあるかもわかりませんがね、しかし日本はこの如きでアメリカに次いが表決権は大きい国でしょう。だから、そういうところでやはり九十日分の備蓄ということが、努力目標にしても義務づけられてているということは、これはやっぱり日本はそれを実行する義務を持つてているというふうに見なすべきやならぬし、今度の措置はまさにそういうキツ

○渡辺武君 フランスが参加しないというの
は、アルジェリアその他アフリカ諸国との関係が
特別に深いし、そしてアメリカのそういう国際的
な対決姿勢というものに対してもフランスが反発し
たからこそ入っていないんですよ。ですから、や
はり私は、一方でOPEC諸国とのいろんな協議
ということは進めながらも、その基本としてやは
りキャッシングジャーニー構想に基づくこうした備蓄計画
というのに日本が、まあいわば参加をして、その
実行のために関税も引き上げると、大企業にも利
子補給をやる、融資もやるというようなことをや
っているという点は、これはまことによろしくな

○渡辺武君　まあ、新潟という地名が一つ出ました
がね、太平洋沿岸ベルト地帯では、とうていこの
はもう備蓄基地なんかつくれないから、いまは
点名につきましては差し控えさせていただきたい
と思います。

いわゆる拠点開発方式、これが今まで、石油備蓄だけじゃありませんけれども、いろいろ公害その他住民の強い反対を受けてきてる問題だといふことはあなた方も御存じのとおりだと思うんですね。それでやはりそういうような住民に理解を得るとは言つておりますけれども、大きな被害を与えることが予想されるようなものを、これをキッシンジャー構想に基づいて関税の引き上げまでやつて、大企業の利子補給までやつて強行していくということは、これはもう本当によくないことだというふうに思いますが、時間が来たので最後に一、「二点伺いたいんですが、いま申しました随

—

で、政策目標は質のいい新築住宅だというふうになりますと、これから、中古マンションなども現にかなり売れてきているようですが、予算の関係からといってだんだん新築する人が限界になってしまいますね。そうするとこれからは、いまの住宅取得控除というのは中古を含めるという方向を考えるが当然じゃないかなというふうに考えますよ。ですから、それはあくまでも家を持つという立場の人間から言えばこれがあたりまえでしょう。やっぱり不公平だと感じるんですけれども、いかがですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 先ほど申し上げました

ように、そういうふうに政策を立てるという立場を私、否定しておるつもりはございません。た

だ、住宅政策全体の中で、おっしゃるような、マ

イホームとおっしゃいましたが、要するに持ち家を促進するというのも一つの政策でございましょ

うし、それから新築の質のいい住宅をというのも

一つの政策でございましょうし、すべてを税で全

部やるわけではないんだと思います。ですから持

ち家促進には労働者財形というものがどうなって

おるかとか、まあ労働者財形について持ち家のた

めにいろいろ積立貯蓄をしておられる場合には、

それはそれでまた税率でも応分の配慮をしておる

わけでございますし、いろんな政策手段の組み合

わせがある。政策の立て方にもいろんなものがあ

る。その中で税はどの分野をどのように受けとめ

るかということではなかろうか。つまり、これは

もうちょっと言葉が過ぎるかもしれません、おし

かりを受けるかもしれません、私はどうもいま

の制度というのは、私が冒頭に申し上げたような

制度として理解をしておって、これは持ち家をお

持ちになっておめでとうございますといつて税を

おませしておるという制度ではないようと考えて

おりますから、それでおめでとうございますとい

うところを税でやってくれと、ほかのところはま

た金利でやったり、公団でやったり、公庫でやつ

たり、労働者財形でやつたりというふうに全体の

中の位置づけをひとつ議論しましおうということ

でございます。

○野末陳平君 主税局長の意見わかりました。じ

や大臣に聞きましたけれども、主税局長は、持ち家

を促進じゃなくて、質のいい新築住宅促進というこ

とです。しかし、現実にこれから質のいい新築住

宅を持つということが予算的に非常にむずかしく

なりつあると、土地の問題がいまのままでおれ

ば、これはとうていむずかしくなるということを

前提にして、またそういう傾向がだんだん出てき

ていることを考ながら、やはりこらでこの住

宅取得控除は、政策目標が質のいい新築住宅から

前進します。

○野末陳平君 そうしたらその場合には土地の

題は当然出でますから、戸数がふえるためにま

ず土地を確保しなきゃならない。土地の値上がり

は少しあは、前ほどひどくはありませんけれども、

現実には高いのは事実ですね。それ、じゃ一般的

の非常にむずかしいんですね。これをどういうふ

うに考えたらいいか、改めてお聞きしたいんです

が、こういうことなんです。

敷地は同じわけです。それで同じところに建て

るんですけども、全部さらから建てかえるなら

それが対象にならないんですね。いま、その辺

が非常にむずかしいんですね。それをどういうふ

う考え方には限界が来るし、一般的の人にそれちよ

とやりなさいと言いたいですね。

○国務大臣(坊秀男君) この問題は、私が考なま

すと、やはり政策目標をどこへ置くか、どういう

ふうに理解するかということによって変わってくる

と私は思うんです。と申しますことは、国民の

意見違うんじゃないですかね。

○国務大臣(坊秀男君) この問題は、私は考なま

すと、やはり政策目標をどこへ置くか、どういう

ふうに理解するかということによって変わってくる

と私は思うんです。と申しますことは、国民の

意見違うんじゃないですかね。

○国務大臣(坊秀男君) やっぱり政策にはこれは

絶対に甲より乙の政策の方がいいということは私

はないと思います。甲にもいいところがあり、乙

にもいいところがあるというふうに考なめられ

ています。

○野末陳平君 それではぼくは中古であるうが新

築であろうが、マイホームを持つということに対

して控除を考えるがあたりませんというふうに

考なめられますから、今後この中古も控除の対象

に入れるような方向で検討してほしいと思いま

す。

ついでにもう一つ。増築とか政策というのがあ

るんですね。これは当然対象になつていません。

なつてないのはそれでいいんですけども、いま

まで住んでいるうちをばつとこう新築したくて

かかる、つまり住みながら家を建てかえるとい

うな改築なんですね。つまり増築の場合ももうこ

れはいいです。しかし新築とほとんど変わらない

敷地は同じわけです。それで同じところに建て

るんですけれども、全部さらから建てかえるなら

新築なんだけれども、現実には控除を受けられないとややなさいと言いたいですね。

○国務大臣(坊秀男君) やっぱり政策にはこれは

絶対に甲より乙の政策の方がいいということは私

はないと思います。甲にもいいところがあり、乙

にもいいところがあるというふうに考なめられ

ています。

○政府委員(大倉眞隆君) これは究極的には国税

府の解釈問題になるとは思います。法律の条文では「新築の工事に着手し、又は新築された当該家

屋で新築後使用されたことのないものを取得し」と書いてあるわけですが、私の友人などで、いまの敷地に、今まであつたうちを新築に入れるような方向で検討してほしいと思いま

す。

○政府委員(大倉眞隆君) これは究極的には国税

か、国税庁の方で少し勉強してみたらどうかといふうに思います。

積極的にお願いしますけれども、結局、これを知つていれば、この住宅取得控除の存在は知つても、いわゆるいまのテクニックですね、アパート借りて住んでおけば新築になるんだということをすれば、これ受けられるわけですよ。ところが現実に、アパートを借りて住むといったって、荷物が多い、家族は多いで、そううまくいきませるよ、主税局長。大抵はやはり住みながらうまくかぶせていくて新築するというケースになってしまふのが多いんじやないかと、必ずしもみんなだつてアパートね、二ヵ月か三ヵ月の間権利金払い、何払い、引つ越し料ですね。そんな簡単に。

私の友だちはアパートを行つたから控除受けられたと言いますけれども、現実にはなかなかみんながそううまくはいかない。しかしそういう弁護士にはつくりしてもらえば、きっと建てる人もそれを知つておけば、そうやれば、控除を受けられることがはつきりして、それから住みなが建てたんじや新築と認められないんだということになると、それがいるかすと思いますが、そこらへんにいるかしてほしいと思うんですね。これ、建設みんなそういうちょっとした解釈とかテクニックが要るんでおかいと思うんですけれども、結果的に金裕のある人はアパート借りて住めるけれども、金裕のない人はそのままとか、いろいろな事情あるじゃないですか。それを新築事業に沿つて片方は控除受けられ、片方は受けられないというのがどう考へてもおかしいと思う。家を新築したという事実は全然変わらないわけですから、だからさっきのも、中古はマイホー、なのにかかわらず、戸数がふえないとか、質のいい新築住宅でないからとかいうけれども、金取る方が、金取る方と言っちゃ変だけれども、そういうのは国税庁や大蔵省が言うことであります、家を持ちたい、やつと持つたという立場で、そこ言えども、そんな区別が住宅政策だといったら

かしいと思う。やっぱり住宅政策というののだんだん収入に応じ、家が大きくなったりすることを楽しみにしながらまず第一段階、中古から始めてもらっともおかしくない。その辺のことをぼくはどうも矛盾に感じるんですよ。ですから、さつきの中古の話はおいておきますが、改築と新築という区別をはっきりさせて、それを国税庁から教えてもらえば、私も説明しやすい、それをきつちとしてもらわないと、ただ住宅取得控除はあります、中古はだめです、増築も改築もだめです、これだけじゃ、やっぱり納税知識を一般の人々に普及させるというわけにいかないと思うんで、その点をお願いしておきます。時間来ましたから……。

○政府委員(大倉眞隆君) いつものように非常に具体的な事例を挙げての御質問でござりますから、先ほど申し上げたように国税庁によく連絡いたしまして、もっとはっきり納税者の方にもわかるように、またせっかくある制度をうまく使うようにしていただきたいことは、私ども非常に大事なことと思っておりますから、それをどうやって納税者の方に広く知つていただくか、その問題をあわせまして勉強いたしてみたい。いまお話を伺いながら、もう一つは、建築基準法の方で、そういうのを一体どういうふうに扱っておられるか、新築家屋の建築確認みたいなものがいろいろまたたよう、国税庁によく伝えて、もう少しはつきりと納税者の方にわかるような解釈、それからP.R.の方法等も考えてほしいということを、私からも強く申し上げておきます。

○栗林卓司君 前回の質問が時間の関係で途中で切れておりますので、続けてお尋ねをしたいと思います。

最初に、大臣にお伺いしますけれども、赤字国債について昭和五十五年度までにゼロにしたい、そういうことを再々大蔵省として言ってこられたわけですから、それで御努力だとは思いますが。

約束したから、それは五十五年度までにゼロとすることを約束したのか、約束をしようとするまいと、財政の実態を考えると遅くも五十五年度までには赤字公債をゼロにしておかないと実は大変なんですということなのか、どちらの御認識で五十五年度までに赤字公債ゼロとお考えになつておいでなつかれども、まずお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(坊秀男君) 五十五年度までに赤字公債から脱却するということはまことに容易ならざることでございます。しかしながら、その容易ならざることを、これを何とかなし遂げなければ日本の財政が、全く、大きなことを言いますと、日本の財政が再び立たぬというようになると思は思いますので、これはどうしても、やっぱり非常にむずかしいことでござりますけれども、何とかこれを実現しなければならないということとも、もちろんそういうことでござりますけれども、またお約束もしばしば申し上げたということもありまして、これはもうぜひとも考え方を実現したい、かように考えております。

○栗林卓司君 重ねて同じことでありますけれども、さらに確認のために伺うのでありますけれども、五十三年度例の中期財政試算を見ますと、国債費が三兆一千七百億円、その赤字公債が三兆二千六百億円で、五十三年度でさえた赤字公債の九七%は公債費で消える相当深刻な事態である。しかもなおかつ、五十五年度に予定どおり赤字公債をゼロにしたとしても、その年の国債費といふのは歳出のすでに一割を超えてる。こうなりますと、いま大臣が言われたように、いろいろむずかしい問題はあるとしても、五十五年度までに赤字公債脱却というのは何としてもしなければいけない至上命題だ、こういう、いまの御趣旨の御発言だったと思います。

そこで、重ねてお伺いするんですけれども、大蔵省がお出しになつてゐる財政収支試算の下敷きになつてゐるもののが「昭年五十年代前期経済計画」であるわけですけれども、これを見ますと、

昭和五十五年までに税及び税外負担率これが目
的三%程度上昇さしたい、こういうお話をあります
すから、数字を当てはめますと四十八—五十年度
平均が二二・七%でありますからこれにおおむね
三%を足した二五・七%前後に持つていいたい、
こういう内容だと思います。問題なのは、五十年
度の実績を見ますと四十八—五十年度平均よりさ
らに下がありました。これが二〇・四ですから、
先ほど申し上げました四十八—五十年度よりさら
に二%下であります。この五十年度の実績に比
べて五十一年度、そして現在、五十二年度末です
けれども、改善されているかと言うと、御案内の
不況のど真ん中で改善の見通しは少なく、改善さ
れたという経過はありませんから、おおむね五十
一年度実績は横ばいと見なければいけない。そう
しますと、現在時点から五十五年度を考えます
と、実はたまたま、いまと五十年度実績が同じと
しますと、二〇・四%から二五・七%、何と五%
——五・三%になりますか、これだけ税及び税外
負担率を国民所得比では高めなければいけない、
こういう課題をしゃべっているんだと思いますが、
間違いありませんか。

○政府委員(大曾根謙蔵君) おっしゃるとおりでござります。これを中期財政収支試算の方は一般会計ベースで計算が出されております。一般会計と
してはほぼ二%ということで三%のうちを受け持
つことになっておりますが、事情は全く同じでござります。五十年度補正後、いまお手元にござい
ます十三兆八千億円、これは負担率としましては
一〇・八でございます。五十五年度の三十五兆五
千八百億円、これは予想される国民所得に対しま
しては、負担率としては一五でございます。した
がいまして約四・二ポイントの増加がないとのこ
うな姿にはならないという状況でございます。
○栗林卓司君 そこで、現在が大体五十年度の実
績と横ばいと考えますと、五十五年度に赤字公債
から脱却するためには、税及び税外負担率をおお
むね五%高めなければいけないと、こうなるわけ

ですが、そこで大臣にお尋ねしたいのは、五十三、五十四、五十五と、この三年度で、果たして五%の税及び税外負担率の増加ということが可能なんだろうか。で、もう少し申し上げてみますと、いま5%と申し上げましたけれども、税及び税外負担率そのものをとつてみますと、実は負担率の大きさ、大きくなり方というのはもっと大きくなるわけでありまして、数字を申し上げますと二〇・四が二五・七、これは地方税も含めてですけれども、考え方として、その割合で伸びるというのは二六%の伸びに当たる。問題は、三年間で二六%の伸びが本当にできるんだろうか。

そこで、もう少し申し上げてみます。五十五年度の場合、税収を考えますと、おつくりになりますが、試算では三十六兆八千億と書いてありますけれども、この税収というのは、負担率があえた分と経済が伸びた分と二つあるわけですから、非常に大胆な推測をしますと、負担率が高まつたものというのはおおむね二割のようありますから、計算間違いのうんですが、そうしますと、三十六兆八千億のうちの七兆四千億は税及び税外負担率——この場合は税だけを見ておりますけれども、その増加分として、さらに増税もしくは何かの手段で上積みをしないと、五十五年度の三十六兆八千億という税収見積もりにならぬい、こういう算術になつてくると思うんです。そこで、申し上げてまいりましたのは、なるべく話を具体的にして伺いたいのですから、こんな話の段取りをつけたわけですけれども、七兆四千億、五十五年度。その負担額の積み増しという言つて、七兆四千億、五十五年度。わずかに三年後であります。できるんだろうか。その辺のお考えを大臣にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 先ほど来お示しの数字の中でも、一つは、五十年度対五十五年度で先ほど

私申し上げました。五十二年度は、いまごらんになっております十八兆七千九百億というのは一・四でございます、負担率で。一一・四と一五の間をどうやって埋めるか、五十五年までにいうことでございます。それから予想される差額は、これはG.N.P.弹性値で申しますと、収支試算では一・八三になりますが、現在の税制のままで一・八三という弹性値を自然に期待することはとうてい無理であつて、何らかの増税をお願いせざるを得ないと思われるということは繰り返し申し上げておりますとおりでございます。

さて、その中で自然增收に相当する分が幾らになるであろうかという点は実はよくわからないと

しか申し上げようがないわけござりますけれども、仮に、過去の平均弹性値が一・三九でござりますから、まあ一・四と置いてみて五十五年までを

プロットしてみると、三十五兆五千八百億円に

対して三十一兆二百億円まで自然增收ペースで出

てくる可能性はある。そうしますと、その差額は四兆五千六百億ということに相なりります。ま

あ、そういう計算がただいまおつしやいました七兆幾らという計算に見合つものになる。おつしや

いました七兆幾らというのは、御質問の中にございましたように、二割ぐらいしかないだろうとお

っしゃる。それを弹性値一・二というような計算をいたしてみますと、私どもの計算では六兆五千六百億でございます。

ただ、それともう一点、これは五十五年まで何

もしない、五十三年も五十四年も何もしないとい

うときに、五十五年度だけで四兆なり六兆なりと

と、先ほど申し上げました赤字公債脱却というこ

とは達成できない。で、それはできなきゃ後に、

五十六年度に持ち越していいかという話になりま

すと、それが冒頭の質問でありますと、そんなこ

とはとうていできた話じゃない。とは言ひなが

ら、五兆円積むというのが果たしてできるんだろ

うか。一兆円、一兆円、三兆円と積んでもいいで

すよ。途中の議論をしておりませんよ。五兆円と

いう金額の大きさ、これが増税し得ると、大臣御

自身どうお考えになつているか。その質問なんで

きます前に……。

○政府委員(大倉眞隆君) 大臣からお答えいただ

私申し上げました。五十二年度は、いまごらんになっております十八兆七千九百億というのは一・四でございます、負担率で。一一・四と一五の間をどうやって埋めるか、五十五年までにいうことでございます。それから予想される差額は、これはG.N.P.弹性値で申しますと、収支試算では一・八三になりますが、現在の税制のままで一・八三という弹性値を自然に期待することはとうてい無理であつて、何らかの増税をお願いせざるを得ないと思われるということは繰り返し申し上げておりますとおりでございます。

さて、その中で自然增收に相当する分が幾らになるであろうかという点は実はよくわからないとしか申し上げようがないわけござりますけれども、仮に、過去の平均弹性値が一・三九でござりますから、まあ一・四と置いてみて五十五年までをプロットしてみると、三十五兆五千八百億円に對して三十一兆二百億円まで自然增收ペースで出てくる可能性はある。そうしますと、その差額は四兆五千六百億ということに相なりります。まあ、そういう計算がただいまおつしやいました七兆幾らという計算に見合つものになる。おつしやいました七兆幾らというのは、御質問の中にございましたように、二割ぐらいしかないだろうとおっしゃる。それを弹性値一・二というような計算をいたしてみますと、私どもの計算では六兆五千六百億でございます。

○栗林卓司君 いまの数字を使いながら重ねて大臣に伺うわけですが、先ほど七兆四千億と申し上げましたのは、いま言わされました四兆五千六百億でもいいし六兆円でもいいし、おおむねそういう性質の数字として申し上げたわけでありまして、従来の経験則で、おおむね弹性値は一二強でございましょうから——あとと上です。

か、あるいは増税をするにしてもそれだけの幅は無理である、なおかつ特例債依存から脱却するというのであれば、それはえて社会福祉の水準の引き上げをベースダウンするか、あるいは社会資本の充実をベースダウンするか、そういう差押をも問い合わせておるというふうに私は理解しております。

○栗林卓司君 いまの答えは、次に私が聞こうと思つておったことなんですが、前で結構ですけれども、とにかく五兆円できるかしらということを——私はとても無理だと思うんですよ。そんなコンセンサスが得られるはずがないですもの。といって、できないと、あるいはお答えづられれば、そうやって座つていることなのかもしけれませんけれども、この問題だけは本当にはつきり言わないと議論が前に行かないのです。行かないのです。でありますかということを、大変恐縮ですがお伺いしているわけです。

○国務大臣(坊秀男君) 赤字公債脱却は非常にむずかしいことであるということは申し上げたとおりでありますと、いままた主税局長がお答え申し上げたという一つのファクター、新しいファクタ一もあるのでございますから、私はどうしても、いかなる方法をもっても赤字公債から脱却をせねばならないということを前提といたしまして、そこで、まず赤字公債脱却するということは、租税リティーに置く限りは、増税可能な環境において、收入の増を図らなければならないということで、

中期税制といふものにつきまして、税制調査会で鋭意これは去年から検討をしていただいておりました。で、租税収入の増収を図るために、どういふことを一体やつていいかということでおどります。それが、それにつきましては、租税と申しましてももう無限にあるわけではございません。大体におきまして直接税、間接税、それから資産所得税といつたようなものに尽きると思ふんであります。そういふようなものをもう全部税制調査会において俎上に出してもらいまして、そうしてあらゆる材料を出して、その中で、一体いまの実情のもとにおいて目標を掲げて、そしてこれを達成していくためには一体どういう体系の税体系をつければいいかと、その税体系を立てていくのに、所得税と法人税と、あるいは一般の消費税と、あるいはまた資産所得といふようなもの、その他税もありましょう。そういうふうに組み合わせていくか、またそれをどういったようないらゆる材料、この材料でもつてやつていいこうと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○栗林卓司君 お答えがずれてるわけですけれども、どういふ税をどう使うかということじやなく

こと、これを検討をしてもらいまして、そしてそういうふうなあらゆる材料、この材料でもつてやつていいこうと、こういうふうに考えてお

る次第でございます。

○栗林卓司君 お答えがずれてるわけですけれども、どういふ税をどう使うかということじやなく

こと、これを検討をしてもらいまして、そしてそ

れが、その中にはこれいろいろのものがございま

す。そういうふうなものをもう全部税制調査会

において俎上に出してもらいまして、そうしてあ

らゆる材料を出して、その中で、一体いまの実情

のもとにおいて目標を掲げて、そしてこれを達成

していくためには一体どういう体系の税体系をつ

ければいいかと、その税体系を立てていくのに、

所得税と法人税と、あるいは一般の消費税と、あ

るいはまた資産所得といふようなもの、その他

税もありましょう。そういうふうに組み合わせて

いくか、またそれをどういったようないらゆる

材料、この材料でもつてやつていいこうと、こ

ういうふうに考えておる次第でございます。

○栗林卓司君 繰り返して申しますが、

○國務大臣(坊秀男君) お答えがずれてるわけですけれども、これがどうしてやらないと

こと、これを検討をしてもらいまして、そしてそ

れが、その中にはこれいろいろのものがございま

す。そういうふうなものをもう全部税制調査会

において俎上に出してもらいまして、そうしてあ

らゆる材料を出して、その中で、一体いまの実情

のもとにおいて目標を掲げて、そしてこれを達成

していくためには一体どういう体系の税体系をつ

ければいいかと、その税体系を立てていくのに、

所得税と法人税と、あるいは一般の消費税と、あ

るいはまた資産所得といふようなもの、その他

税もありましょう。そういうふうに組み合わせて

いくか、またそれをどういったようないらゆる

材料、この材料でもつてやつていいこうと、こ

ういうふうに考えておる次第でございます。

○栗林卓司君 実現したい気持ちはみんな同じで

あります。ただ、できるかできないかということ

の判断をいまつけておくことは、非常に重要な

こと、これを申し上げておる次第でございます。

○栗林卓司君 実現したい気持ちはみんな同じで

あります。ただ、できるかできないかということ

の判断をいまつけておくことは、非常に重要な

こと、これを申し上げておる次第でございます。

○政府委員(大倉眞隆君) 大臣からお答えいたし

ましたように、計画を前提にし、なおかつ特例債

を終わります。

○印紙税法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、本法施行に伴い、今後、免稅点の引

えになるかならないかは、五十年度前期経済計画

をあのままのままであるのか直ですか、実はそこまで議論がい

くんだらうと思うんです。したがって、これはや

くんであります。されど、したがって、五兆ふやし

くんだらうと思

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

上げについて十分配意し、また階級定額税率の最高価格帯の見直しを行うなど、経済取引の動向並びに取引規模に適合した税負担を求めることができるよう税率構造の合理化について検討すべきである。

右決議する。

以上であります。

○委員長(安田隆明君) ただいま野々山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田隆明君) ただいま野々山君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

た。

○委員長(安田隆明君) 全会一致と認めます。よって、野々山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坊大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坊大蔵大臣。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

○委員長(安田隆明君) 次に、登録免許税法の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(安田隆明君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員長(安田隆明君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田隆明君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました三法案についての審査報告書の作成につきましては、これを委員

長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十三分散会